

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第1号保険料減免の特例に関する規則を廃止する規則(6) 3

江東区子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則(7) 3

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(8) 3

江東区住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則(9) 3

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則(10) 3

江東区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則(11) 3

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則(12) 4

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則(13) 4

江東区区民体育館条例施行規則の一部を改正する規則(14) 10

江東区営プール条例施行規則の一部を改正する規則(15) 10

江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則を廃止する規則(16) 11

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(17) 11

江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則を廃止する規則(18) 19

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(19) 19

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(20) 25

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(21) 33

江東区国民健康保険条例施行規則の一部を

改正する規則(22) 35

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(23) 37

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(24) 37

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(25) 38

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則(26) 48

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則(27) 51

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則(28) 54

江東区産業会館及び商工情報センター条例施行規則の一部を改正する規則(29) 59

江東区組織規則の一部を改正する規則(30) 62

江東区公印規則の一部を改正する規則(31) 64

江東区予算事務規則の一部を改正する規則(32) 66

江東区契約事務規則の一部を改正する規則(33) 66

江東区会計事務規則の一部を改正する規則(34) 66

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(35) 67

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(36) 71

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(37) 71

江東区長の職務代理順序に関する規則(38) 71

江東区副区長の選任に伴う関係規則の整理に関する規則(39) 72

◎規 則 (教)

江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則(2) 73

江東区教育委員会の権限委任に関する規則(3) 73

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(4) 73

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(5) 74

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(6) …………… 74

◎訓 令

江東区における建築主事の確認等の事務の
執行順位に関する規程(4) …………… 76
江東区男女共同参画推進センター処務規程
(5) …………… 76
江東区福祉事務所処務規程(6) …………… 76
江東区保育所処務規程(7) …………… 77
江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱
者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査
員の任命又は指定について(8) …………… 77
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関
する規程(9) …………… 79
江東区職員の勤務時間、休憩時間等に関す
る規程(10) …………… 79
江東区保健所処務規程(11) …………… 79

規 則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第1号保険料減免の特例に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第6号

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第1号保険料減免の特例に関する規則を廃止する規則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第1号保険料減免の特例に関する規則(令和2年6月江東区規則第52号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区こども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第7号

江東区こども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則

江東区こども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則(平成5年4月江東区規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項の表中

「 こども発達扇橋 東京都江東区扇橋
センター 三丁目7番2号 」

を

「 江東区こども発達 東京都江東区亀戸
達亀戸センター 一丁目24番6号 」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第8号

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則(令和5年3月江東区規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「隣保互助」を「共助」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第9号

江東区住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区住居表示に関する条例施行規則(昭和39年10月江東区規則第23号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項を次のように改める。

住居表示実施等証明書の交付の場所は、江東区区民部区民課(以下「区民課」という。)とする。

第17条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第10号

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

江東区清掃リサイクル条例施行規則(平成12年3月江東区規則第44号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月14日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第11号

江東区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の職名に関する規則（昭和 46 年 4 月江東区規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表中「一般事務 社会教育」を「一般事務 I C T 社会教育」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 2 江東きっずクラブ豊洲四丁目の項中「57 名」を「46 名」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 14 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 12 号

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成 27 年 3 月江東区規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（特定職員についての適用除外）

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規定は、条例第 2 条又は条例第 6 条第 1 項の規定による申請をした職員が、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年 3 月江東区条例第 48 号）に定める幼稚園教育職員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭）の場合には、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 13 号

江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則

江東区江東きっずクラブ条例施行規則（平成 22 年 4 月江東区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 江東きっずクラブ越中島の項中「73 名」を「105 名」に改め、同表江東きっずクラブ南陽の項の次に次のように加える。

江東きっずクラブ川南	96 名
------------	------

別表第 1 江東きっずクラブ有明西の項中「105 名」を「183 名」に改める。

別記第1号様式(第4条関係)

江東きつずクラブ利用申請書

江東区長 殿

年 月 日

第一希望	第二希望 有・無
学校内 学校外	学校内 学校外

住所	フリガナ	続柄
氏名	電話番号	— —

※ 学校が未確定の場合は、希望のクラブを記入してください。
 入会希望日(1日か15日に○)
 月 1日・15日

転居予定住所 江東区
 転居予定日 年 月 日

※勤務先等は、本社、派遣元等ではなく、保護者の実際の勤務場所を記入してください。

※ 学校が未確定の新1年生のみ○をし、学校名は希望校を記入してください。

フリガナ	生年月日	1男・2女	学校選択・受験・その他
児童氏名	年 月 日	学校名	学年
		1 新1年 2 新2年 3 新3年	4 新4年 5 新5年 6 新6年

児童の状況	出身保育園、幼稚園等	具体的な障害名、手帳等の有無を記入してください。	特別な配慮の必要性
	障害等の有無	1 有 2 無	有 () ・ 無 ()
		利用状況	1 特別支援学級(なかよし学級等) 2 特別支援教室(ひまわり教室等)
			こども発達センター等への通所の有無 有 () ・ 無 ()

フリガナ	保護者 () の 状 況	保護者 () の 状 況
氏名	(歳)	(歳)
生年月日	年 月 日	年 月 日
携帯電話番号	— —	— —
勤務先等	名称等	所在地
	電話	— —
勤務状況	1 自宅内勤務(週3日以上在宅勤務を含む。)・2 自宅外勤務	1 自宅内勤務(週3日以上在宅勤務を含む。)・2 自宅外勤務
勤務日数	週 日 (月 日)	週 日 (月 日)
勤務時間	平日 時 分 ~ 時 分 (就労証明書同様)	平日 時 分 ~ 時 分 (就労証明書同様)
	備考	備考

※ 就労証明書のとおりに入力をお願いします。

産休 病休等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
育休の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
通勤時間	時間 分 □単身赴任	時間 分 □単身赴任

※ 通勤時間は勤務地から自宅までの所要時間(片道)をご記入ください。(勤務地が複数ある場合は、所要時間の平均を記入してください。)

保護者の状況(該当する項目に○をしてください。) * 2及び3については離婚前提の別居を含みます。

- 1 共働き 2 母子家庭 3 父子家庭 4 両親不存在 5 その他(病氣療養中・他の家族の看護又は介護・心身障害等・その他)

医療的ケアの必要性	有 () ・ 無 ()	利用時間について(いずれかに○をしてください。)
* 「有」に○をした方は、別途資料の作成が必要となりますので、申請前に希望するクラブへお申し出ください。		1 利用時間の変更なし(18時まで)
		2 19時まで(学校内クラブ及び一部の学校外クラブ)

※ 塩浜・潮見・亀戸第三児童館は、18時までの利用となります。

同居家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業(学校等)	氏名	続柄	年齢	職業(学校等)

個人情報の取扱いに関する同意

円滑なクラブ運営を図るため、利用児童の個人情報を、学校とクラブとの間で共有することに同意の上、上記□にチェックをしてください。

費用の減額・免除申請の有無 (有・無)

兄弟で利用している世帯等への減額制度又は非課税世帯等への免除制度を申請する場合は、減免申請書を提出してください。

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

就労証明書

江東区長 あて

証明日	年	月	日
事業所名			
代表者名			
所在地			
電話番号	—	—	
担当者名			
記載者連絡先	—	—	

以下の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先の事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる可能性があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
		合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日
		主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	(記載不要) 就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩及び残業時間を含む。</small>	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む。</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む。</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業 の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他 () 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む。</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	(記載不要) 保育士等 としての勤務実態の有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無
14	備考欄	
15	勤務の形態	<input type="checkbox"/> 在宅勤務 (恒常的に週 3 日以上) ※一時的に在宅勤務をしている場合は、チェック不要です。 <input type="checkbox"/> 単身赴任

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

【就学、看護・介護、疾病、心身障害等の要件で申請する場合は、こちらをご提出ください。】

保護者状況等報告書

提出先 江東区長 年 月 日

氏名	生年月日	年 月 日
住所		

江東きずクラブB登録の申請に当たり、下記のとおり報告いたします。

記

該当する理由に○をつけ、必要事項を記入してください。

※ 就学・技術習得を理由とする方は、在学証明書(合格通知等)と時間割等を添付してください。

就学・ 技術習得	学校名	就学場所 (自宅内・自宅外)
	就学内容	
	就学先所在地	
	就学開始(予定)日	年 月 日
	通学日数	週 日 (月平均 日)
	通学日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 不定期
	授業時間	時 分～ 時 分 ※不規則の場合は、時間が分かるものを添付してください。
	備考	

※ 看護・介護を理由とする方は、看護・介護を要する方の診断書、証明書等を添付してください。

看護・ 介護	看護・介護者を要する方の氏名	
	児童との続柄	場所 自宅内 (2か月以上、常時必要) ・ 自宅外
	自宅外の場合	介護・看護を要する日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 不定期
	介護・看護に要する時間	時 分～ 時 分 ※不規則の場合は、時間が分かるものを添付してください。
	備考	

※ 疾病を理由とする方は、診断書等の医師の証明書を添付してください。

疾 病	病名等	病院名
	入院又は療養期間	

※ 心身障害を理由とする方は、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。

心身障害	程度	身体障害者手帳 級	・	愛の手帳 度	・	精神障害者保健福祉手帳 級
------	----	-----------	---	--------	---	---------------

※ その他を理由とする方は、事前に各クラブ又は 課へ相談してください。

そ の 他	保護に欠ける具体的な理由	
	保護に欠ける期間	

※ 両親共にこちらの用紙で申請される場合は、本用紙をコピーの上、それぞれご記入ください。(区HPにも掲載しています。)

別記第別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第8条関係)

(表)

江東きっザクラブB登録申請事項変更届

江東区長殿

入会(申請)している児童に関する申請事項に変更がありましたので、届け出ます。

届出者		クラブ		申請日	
氏名	続柄	きっザクラブ		年	月 日

【1 対象児童氏名】

※ 兄弟姉妹で変更する場合は、下欄に全員分の氏名を記入してください。1人ずつ変更内容が異なる場合は、1人につき1枚ご提出ください。

①(フリガナ)	②(フリガナ)	③(フリガナ)
---------	---------	---------

【2 児童情報の変更】 ※ 転校した場合は学校名を、その他の変更の場合は、右欄に具体的な内容をご記入ください。

児童氏名	小学校	※コード	その他の変更
(フリガナ)	小学校		

【3 申請者情報の変更】

住所 (〒 —)		
氏名(フリガナ)	続柄	電話番号
		— —

【4 保護者情報の変更】 ※ 勤務先等が変わった場合は就労証明書等を添付してください。

		保護者()の状況	保護者()の状況
フリガナ			
氏名			
生年月日		年 月 日	年 月 日
携帯電話番号		— —	— —
勤務先等	名称等		
	所在地		
	電話	— —	— —
勤務状況	1 自宅内勤務(週3日以上在宅勤務を含む。) 2 自宅外勤務	1 自宅内勤務(週3日以上在宅勤務を含む。) 2 自宅外勤務	
勤務日数	週 日 (月 日)	週 日 (月 日)	
勤務時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	
産休、病休等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
育休の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
通勤時間	時間 分 <input type="checkbox"/> 単身赴任	時間 分 <input type="checkbox"/> 単身赴任	
保護者の状況	<input type="checkbox"/> 共働き <input type="checkbox"/> 母子家庭 <input type="checkbox"/> 父子家庭 <input type="checkbox"/> 両親不存在 <input type="checkbox"/> その他(病氣療養中・他の家族の看護・介護・心身障害等・その他)		

【5 利用時間の変更】

年 月 日 から変更希望	変更前 <input type="checkbox"/> 18時 <input type="checkbox"/> 19時	→	変更後 <input type="checkbox"/> 18時 <input type="checkbox"/> 19時
-----------------	--	---	--

クラブへの登室経路に変更がある場合は、裏面もご記入ください。

(裏)

フリガナ	
児童氏名	

※ 自宅付近の略図 クラブ、学校、自宅の道順を朱書きしてください。

※ 地図をコピーしたものを貼付していただいても構いません。

※学校からクラブまでの所要時間	約	分
※自宅からクラブまでの所要時間	約	分

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区区民体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 4 号

江東区区民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

江東区区民体育館条例施行規則（平成 2 1 年 3 月江東区規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号中「小学生又は中学生」を

「中学生以下の者及び高校生等（1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

2 この規則による改正後の江東区区民体育館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区営プール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第15号

江東区営プール条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営プール条例施行規則(平成21年3月江東区規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表2の項中「小、中学生」を「小・中学生及び高校生等(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の江東区営プール条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則を廃止する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第16号

江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則を廃止する規則

江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則(平成25年3月江東区規則第19号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第17号

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年6月江東区規則第61号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

指定申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

		法人番号											
申請者	フリガナ 名称	-----											
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 都道府県 市区 町村											
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号						
	法人等の種類	E m a i l											
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名		フリガナ 氏 名	-----			生年 月日					
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 都道府県 市区 町村											
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に <input checked="" type="checkbox"/>													
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービス申請時に <input checked="" type="checkbox"/>	指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様 式						
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護						付表第二号(二)					
		認知症対応型通所介護						付表第二号(四)(五)					
		小規模多機能型居宅介護						付表第二号(六)					
		認知症対応型共同生活介護						付表第二号(七)					
		地域密着型特定施設入居者生活介護						付表第二号(八)					
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						付表第二号(九)					
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護						付表第二号(一)					
		複合型サービス						付表第二号(十)					
	地域密着型通所介護		<input type="checkbox"/>				付表第二号(三)						
	居宅介護支援事業						付表第二号(十一)						
	介護予防支援事業						付表第二号(十二)						
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護						付表第二号(四)(五)						
	介護予防小規模多機能型居宅介護						付表第二号(六)						
	介護予防認知症対応型共同生活介護						付表第二号(七)						
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)											
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)											

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は訪問看護ステーションとして医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業所について、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合であって、届出事項に変更がないときは、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始予定年月日」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」及び「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
- 4 法人等の種類は、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 5 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号の記入も可能です。
- 6 指定を受けようとする事業所の種類に応じた付表と必要書類を添付してください。

別記第3号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
	法人番号																		
指定内容を変更した事業所等	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
変更年月日																			
年 月 日																			
変更があった事項 (該当に○)																			
変更の内容																			
	事業所 (施設) の名称	(変更前)																	
	事業所 (施設) の所在地																		
	申請者の名称																		
	主たる事務所の所在地																		
	法人等の種類																		
	代表者 (開設者) の氏名、生年月日、住所及び職名																		
	登記事項証明書、条例等 (当該事業に関するものに限る。)																		
	事業所 (施設) の建物の構造、専用区画等																		
	事務所 (施設) の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)																	
	運営規程																		
	協力医療機関・協力歯科医療機関																		
	事業所の種別等																		
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制																		
	本体施設、本体施設との移動経路等																		
	併設施設の状況等																		
	連携する訪問看護を行う事業所の名称																		
	連携する訪問看護を行う事業所の所在地																		
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号																		

備考

- 1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
- 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の (変更前) と (変更後) 欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

別記第4号様式(第3条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
	法人番号																		
廃止(休止)する事業所	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
廃止・休止の別	廃止・休止																		
廃止・休止する年月日	年 月 日																		
廃止・休止する理由																			
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置																			
休止予定期間	休止日～ 年 月 日																		

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

再開届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
	法人番号																		
再開した事業所	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
再開した年月日	年 月 日																		

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

別記第6号様式(第4条関係)

指定辞退届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業所番号																			
	法人番号																			
指定を辞退する施設	名称																			
	所在地																			
指定を受けた年月日	年 月 日																			
指定を辞退する年月日	年 月 日																			
指定を辞退する理由																				
現に施設に入所している者に対する措置																				

備考 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

		法人番号										
申請者	フリガナ 名 称	-----										
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村										
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号					
		E m a i l										
	代表者の職名・氏名・ 生 年 月 日	職 名		フリガナ 氏 名	-----			生年月日				
代表者の住所	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村											
事業所	事業等の種類	介護保険事業所番号										
	指定有効期間 満了日											
	フリガナ 名 称	-----										
	所在地	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村										
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき											
	フリガナ 名 称	-----										
主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村											
管理者	フリガナ 氏 名	-----					生年月日					
	住 所	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村										

備考

- 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
- 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
- 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
- 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前

の江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則を廃止する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第18号

江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則を廃止する規則

江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年3月江東区規則第20号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第19号

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年3月江東区規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

指定申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

		法人番号										
申請者	フリガナ 名称	-----										
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 都道府県 市区 町村										
	連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号						
	法人等の種類	E m a i l										
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名		フリガナ 氏 名	-----	生年 月日						
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 都道府県 市区 町村										
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に <input checked="" type="checkbox"/>												
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービス申請時に <input checked="" type="checkbox"/>	指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様 式					
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護						付表第二号(二)				
		認知症対応型通所介護						付表第二号(四)(五)				
		小規模多機能型居宅介護						付表第二号(六)				
		認知症対応型共同生活介護						付表第二号(七)				
		地域密着型特定施設入居者生活介護						付表第二号(八)				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						付表第二号(九)				
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護						付表第二号(一)				
		複合型サービス						付表第二号(十)				
	地域密着型通所介護		<input type="checkbox"/>				付表第二号(三)					
	居宅介護支援事業						付表第二号(十一)					
	介護予防支援事業						付表第二号(十二)					
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護						付表第二号(四)(五)					
	介護予防小規模多機能型居宅介護						付表第二号(六)					
	介護予防認知症対応型共同生活介護						付表第二号(七)					
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)										
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)										

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は訪問看護ステーションとして医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業所について、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合であって、届出事項に変更がないときは、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始予定年月日」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」及び「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
- 4 法人等の種類は、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 5 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号の記入も可能です。
- 6 指定を受けようとする事業所の種類に応じた付表と必要書類を添付してください。

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号																			
	法人番号																			
指定内容を変更した事業所等	名称																			
	所在地																			
サービスの種類																				
変更年月日		年 月 日																		
変更があった事項 (該当に○)		変更の内容																		
	事業所 (施設) の名称	(変更前)																		
	事業所 (施設) の所在地																			
	申請者の名称																			
	主たる事務所の所在地																			
	法人等の種類																			
	代表者 (開設者) の氏名、生年月日、住所及び職名																			
	登記事項証明書、条例等 (当該事業に関するものに限る。)																			
	事業所 (施設) の建物の構造、専用区画等																			
	事務所 (施設) の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)																		
	運営規程																			
	協力医療機関・協力歯科医療機関																			
	事業所の種別等																			
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制																			
	本体施設、本体施設との移動経路等																			
	併設施設の状況等																			
	連携する訪問看護を行う事業所の名称																			
	連携する訪問看護を行う事業所の所在地																			
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号																			

備考

- 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
- 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の (変更前) と (変更後) 欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

別記第4号様式(第3条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
 申請者 名称
 代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
	法人番号																		
廃止(休止)する事業所	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
廃止・休止の別	廃止・休止																		
廃止・休止する年月日	年 月 日																		
廃止・休止する理由																			
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置																			
休止予定期間	休止日～ 年 月 日																		

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

再開届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
	法人番号																		
再開した事業所	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
再開した年月日	年 月 日																		

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第5条関係)

指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

		法人番号										
申請者	フリガナ 名 称	-----										
	主たる事業所の 所在地	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村										
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号					
		E m a i l	-----									
	代表者の職名・氏名・ 生 年 月 日	職 名		フリガナ 氏 名	-----			生年月日				
代表者の住所	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村											
事業所	事業等の種類	介護保険事業所番号										
	指定有効期間 満 了 日											
	フリガナ 名 称	-----										
	所在地	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村										
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき											
	フリガナ 名 称	-----										
管理者	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村										
	フリガナ 氏 名	-----					生年月日					
	住 所	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村										

備考

- 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
- 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
- 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
- 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関

する規則の別記様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 0 号

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 1 8 年 6 月江東区規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 施行規則第 1 4 0 条の 3 5 の規定による届出は、指定介護予防支援委託（変更）の届出書（別記第 6 号様式）による。

第 4 条中「別記第 6 号様式」を「別記第 7 号様式」に改める。

第 5 条第 1 項中「別記第 7 号様式」を「別記第 8 号様式」に改める。

第 8 条中「別記第 8 号様式」を「別記第 9 号様式」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は訪問看護ステーションとして医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業所について、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合であって、届出事項に変更がないときは、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始予定年月日」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」及び「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
- 4 法人等の種類は、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（NPO）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 5 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号の記入も可能です。
- 6 指定を受けようとする事業所の種類に応じた付表と必要書類を添付してください。

別記第 3 号様式から別記第 5 号様式までを次のように改める。

別記第3号様式(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号														
	法人番号														
指定内容を変更した事業所等	名称														
	所在地														
サービスの種類															
変更年月日															
年 月 日															
変更があった事項(該当に○)															
変更の内容															
	事業所(施設)の名称	(変更前)													
	事業所(施設)の所在地														
	申請者の名称														
	主たる事務所の所在地														
	法人等の種類														
	代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名														
	登記事項証明書、条例等 (当該事業に関するものに限る。)														
	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等														
	事務所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)													
	運営規程														
	協力医療機関・協力歯科医療機関														
	事業所の種別等														
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制														
	本体施設、本体施設との移動経路等														
	併設施設の状況等														
	連携する訪問看護を行う事業所の名称														
	連携する訪問看護を行う事業所の所在地														
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号														

備考

- 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
- 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止 (休止) するので届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
	法人番号																		
廃止 (休止) する事業所	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
廃止・休止の別	廃止・休止																		
廃止・休止する年月日	年 月 日																		
廃止・休止する理由																			
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置																			
休止予定期間	休止日～ 年 月 日																		

備考 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

再開届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
	法人番号																		
再開した事業所	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
再開した年月日	年 月 日																		

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

別記第 7 号様式を削り、別記第 6 号様式を別記第 7 号様式とし、別記第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 6 号様式 (第 3 条関係)

指定介護予防支援委託 (変更) の届出書

江東区長 殿

年 月 日

申請者 所在地
名称
代表者職名

次のとおり、指定介護予防支援の一部を委託 (変更) するので届け出ます。

		法人番号																	
地域包括支援センター	介護保険事業所番号			届出種別 (該当に○)		新規				変更									
	名称																		
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村																	
	連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号														
	E m a i l																		
委託先	介護保険事業所番号																		
	フリガナ																		
	名称																		
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村																	
	連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号														
	E m a i l																		
委託する指定介護予防支援の内容 (該当に○)	1	アセスメントの実施				7		モニタリング											
	2	介護予防サービス計画原案の作成				8		評価											
	3	サービス担当者会議の開催				9		給付管理											
	4	介護予防サービス計画原案の説明・同意				10		その他											
	5	介護予防サービス計画書の交付																	
	6	サービス提供の連絡調整																	
指定介護予防支援の一部を委託する期間		年 月 日 ~ 年 月 日																	

備考 1 届け出た内容に変更があるときは、全ての内容を記入し、再度提出してください。
2 委託する指定介護予防支援の内容の「10 その他」を選択時は、下段に内容を記入してください。

別添 指定介護予防支援委託先一覧

別記第 8 号様式を別記第 9 号様式とし、別記第 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第8号様式(第5条関係)

指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

		法人番号										
申請者	フリガナ	フリガナ										
	名称	名称										
	主たる事業所の所在地	(郵便番号)		都道府県		市区町村						
	連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号						
		E m a i l										
代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ氏名		生年月日							
代表者の住所	(郵便番号)		都道府県		市区町村							
事業所	事業等の種類			介護保険事業所番号								
	指定有効期間満了日											
	フリガナ	フリガナ										
	名称	名称										
	所在地	(郵便番号)		都道府県		市区町村						
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき											
管理者	フリガナ	フリガナ										
	氏名	氏名										
	住所	(郵便番号)		都道府県		市区町村						

備考

- 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
- 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
- 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
- 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関

する規則の別記様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 1 号

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を
改正する規則

江東区災害対策本部条例施行規則(昭和 4 0 年
7 月江東区規則第 2 9 号)の一部を次のように改
正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「建築課長」の次に「、
同建築調整課長」を加える。

別表政策経営部の項中

「部長 政策経営部長」

を

「部長 政策経営部長

補佐 DX 推進室長」

に、

「補佐 情報システム課長」

を

「補佐 情報システム課長

補佐 DX 推進課長 」

に、

「班長 広報広聴課長 」

を

「班長 広報広聴課長

補佐 シティプロモーション担当課長」

に改め、同表総務部の項中

「補佐 男女共同参画推進センター所長」

を

「補佐 男女共同参画推進センター所長

補佐 コンプライアンス推進担当課長」

に、

「補佐 被災者支援担当課長 」

を

「補佐 被災者支援担当課長

補佐 災害時要配慮者担当課長」

に改め、同表地域振興部の項中

「補佐 区民協働推進担当課長」

を

「補佐 区民協働推進担当課長

補佐 多文化共生担当課長 」

に改め、同表障害福祉部の項中

「7 部所管出先施設の管理運営に関すること。

8 部内他の班に属しないこと。」

を

「7 部所管出先施設の管理運営に関すること。」

に改め、同表生活支援部の項中

「班長 医療保険課長」

を

「班長 医療保険課長

補佐 生活応援課長」

に改め、同表健康部の項中

「補佐 健康部次長

補佐 新型コロナウイルスワクチン接種推進

室長 」

を

「補佐 健康部次長 」

に、

「補佐 歯科保健・医療連携担当課長

補佐 ワクチン接種管理担当課長

補佐 ワクチン接種推進担当課長 」

を

「補佐 歯科保健・医療連携担当課長」

に改め、同表こども未来部の項中

「補佐 養育支援課長

補佐 児童相談所開設準備担当課長

補佐 保育計画課長 」

を

「補佐 養育支援課長

補佐 保育政策課長

補佐 児童相談所開設準備担当課長

補佐 こども政策推進担当課長 」

に、

「班長 保育課長 」

を

「班長 保育支援課長」

に改め、同表都市整備部の項中

「補佐 沿線まちづくり担当課長

補佐 都市交通輸送計画担当課長」

を

「補佐 都市交通輸送計画担当課長

補佐 沿線まちづくり担当課長 」

に改め、同表教育委員会事務局の部庶務班の項中

「補佐 学校施設課長

補佐 教育支援課長

補佐 地域教育課長

補佐 整備担当課長」

を

「補佐 教育支援課長

補佐 地域教育課長」

に、

「6 区教育施設の被害状況調査、報告及び応急
修理に関すること。

7 避難所の設営及び管理運営に関すること。

8 部内他の班に属しないこと。」

を

「6 避難所の設営及び管理運営に関すること。

7 部内他の班に属しないこと。』
に改め、同項の次に次のように加える。

営繕班 班長 学校施設課長 補佐 整備担当課長	1 区教育施設の 被害状況調査、報 告及び応急修理 に関する事
-------------------------------	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第22号

江東区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例施行規則（昭和34年11月江東区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項を次のように改める。

条例第18条の3第1項に規定する区長が別に定める額とは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 変更後の賦課額が変更前の賦課額を上回る場合 当該上回る額を変更決定した月（以下「変更月」という。）以後の月数で除して得た額を変更前の納付額に加えた額
- (2) 変更後の賦課額が変更前の賦課額を下回る場合 当該下回る額を変更月以後の月数で除して得た額を変更前の納付額から減じた額

第10条中「国民健康保険料に関する申告書」を「国民健康保険料等に関する申告書」に改める。

別記第22号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 6 条関係)

(甲)

国民健康保険料納入(変更)通知書 年度

通知書番号

お問い合わせ番号
保険料合計 円
前年度延滞 円

年間の所得 円
減額特定所得 円
均等割の減額区分
納付方法
口座振替

変更等の理由

◆普通徴収分(借付又は口座振替によるお支払い)◆

Table with columns for months (4月期 to 3月期) and total amount (合計額). Includes sub-sections for '普通通知' and '今回通知'.

◆特別徴収分(年金からのお支払い)◆

Table with columns for months (4月期 to 2月期) and total amount (合計額). Includes sub-sections for '普通通知' and '今回通知'.

◆ 年度 徴収総額 ◆
Table with columns for 4月期, 6月期, 8月期.

◆個人別内訳(参考)◆

Table with columns for name (氏名), address (住所), and monthly payment details (加入月, 加入日, 加入月, 加入日, 加入月, 加入日).

◆ 算 定 内 訳 ◆
Table with columns for 区分, 均等割額, 所得割額, 賦課等額, 月割減額, 限度超過分減額, 過年度賦課額, 合計.

Table with columns for 所得割, 均等割, 年間賦課総額, 医療分, 支援金分, 介護分.

(乙)

国民健康保険料納入(変更)通知書の二欄内

1 納入通知書
江東区の国民健康保険に加入している世帯に対して、当該年度の国民健康保険料についてお知らせする目的の通知書です。

2 変更通知書
既に上記「納入通知書」を発送している世帯に対して、保険料の変更があった場合におけるお知らせの通知書です。

3 年間所得額
所得割額の計算のもととなる金額です。対象年度の前年(1月～12月)の所得所得金額、山林所得金額、株式・分離課税所得金額等の合計額から、基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合に4.4万円)を控除した金額のことです。

4 保険料を軽減する事項
国民健康保険法第7条及び江東区国民健康保険条例第4条

5 保険料の納付義務者
世帯主が世帯主として国民健康保険加入者でない場合でも、世帯主宛に通知します。

6 保険料の納付方法
(1) 普通徴収
(2) 特別徴収

7 保険料の納期
(1) 保険料は、通知書に記載された各納期までに納めてください。

8 保険料の内容
(1) 保険料は、①医療分(医療費等の財源)、②支援金分(後期高齢者医療制度の支援金)③介護分(介護給付等)の合計額です。

9 均等割額の減額
前年度の所得所得金額等(減額特定所得・所得割額の計算に用いる年間所得額とは異なります)が一定の範囲に満たない場合は、均等割額の均等割額が自動的に減額されます。

10 江東区に転入された方の保険料
江東区に転入して住民票を置かれた方については、江東区で所得を把握していないため、前住所地等の自治体に所得額を届出いただく必要があります。

11 年度の途中で40歳になる方の保険料
40歳の誕生日(誕生日が1日の方)の前月から、保険料に介護分が追加されます。

12 年度の途中で65歳になる方の保険料
65歳の誕生日(誕生日が1日の方)の前月から、保険料に介護分が追加されます。

13 年度の途中で75歳になる方の保険料
75歳になる方は、誕生日から後期高齢者医療制度に切り替わるため、誕生日以降の国民健康保険料がなくなります。

(2) 特別徴収
国民健康保険の加入者である世帯の世帯主が、国民健康保険の加入者である世帯の世帯主として国民健康保険に加入している世帯に対して、当該年度の国民健康保険料についてお知らせする目的の通知書です。

(3) 変更通知書
既に上記「納入通知書」を発送している世帯に対して、保険料の変更があった場合におけるお知らせの通知書です。

(4) 年間所得額
所得割額の計算のもととなる金額です。対象年度の前年(1月～12月)の所得所得金額、山林所得金額、株式・分離課税所得金額等の合計額から、基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合に4.4万円)を控除した金額のことです。

(5) 保険料を軽減する事項
国民健康保険法第7条及び江東区国民健康保険条例第4条

(6) 保険料の納付義務者
世帯主が世帯主として国民健康保険加入者でない場合でも、世帯主宛に通知します。

(7) 保険料の納付方法
(1) 普通徴収
(2) 特別徴収

(8) 保険料の納期
(1) 保険料は、通知書に記載された各納期までに納めてください。

(9) 保険料の内容
(1) 保険料は、①医療分(医療費等の財源)、②支援金分(後期高齢者医療制度の支援金)③介護分(介護給付等)の合計額です。

(10) 均等割額の減額
前年度の所得所得金額等(減額特定所得・所得割額の計算に用いる年間所得額とは異なります)が一定の範囲に満たない場合は、均等割額の均等割額が自動的に減額されます。

(11) 江東区に転入された方の保険料
江東区に転入して住民票を置かれた方については、江東区で所得を把握していないため、前住所地等の自治体に所得額を届出いただく必要があります。

(12) 年度の途中で40歳になる方の保険料
40歳の誕生日(誕生日が1日の方)の前月から、保険料に介護分が追加されます。

(13) 年度の途中で65歳になる方の保険料
65歳の誕生日(誕生日が1日の方)の前月から、保険料に介護分が追加されます。

(14) 年度の途中で75歳になる方の保険料
75歳になる方は、誕生日から後期高齢者医療制度に切り替わるため、誕生日以降の国民健康保険料がなくなります。

14 納付方法の変更
(1) 特別徴収の通知後に保険料が変更になった場合は、① 増額になった場合は、世帯主が普通徴収で納付していただきます。② 減額になった場合は、納付済額に不足分は特別徴収を中止し、納付額と差額を普通徴収で納付していただきます。

15 保険料の徴収(特別徴収世帯の方)
国民健康保険料は、前年の年間所得額等に基づいて6月に決定するため、4月・6月・8月の年金支払期に納付し、その年度の保険料を徴収することになります。

16 保険料を納期までに納めなかった場合
保険料を納期までに納めなかった場合、督促状が送付され、延滞金の加算又は滞納処分を受けることがあります。

17 保険料の減免
災害、その他特別な事情により生活が著しく困難となり、世帯の資産(預貯金等)・能力を活用しても保険料が納められなくなった世帯に対して、保険料の減免制度があります。

18 国民健康保険料の計算に算入期間制限
平成27年度以降の保険料については、保険料の計算ができる期間に2年の制限が設定されています。

19 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

20 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

21 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

22 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

23 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

24 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

25 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

26 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

27 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

28 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

29 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

30 審査請求
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、東京都国民健康保険審査委員会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。

別記第 3 1 号様式を次のように改める。

別記第31号様式(第10条関係)

国民健康保険料等に関する申告書

年 月 日 提出

世帯主名	電話	
------	----	--

対象者氏名	生年月日	所得の有無
	年 月 日	あり・なし
給与収入		円
公的年金収入		円
営業・不動産・雑・その他() 所得		円
営業・不動産・雑・その他() 所得		円
営業・不動産・雑・その他() 所得		円

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区国民健康保険条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第23号

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成24年12月江東区規則第68号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第6条第2項中「建築主事」の次に「又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加える。

第7条、第8条第2項及び第9条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第11号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、この規則による改正前

の江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第24号

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年6月江東区規則第66号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第7条第2項中「建築主事」の次に「又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加える。

第8条、第9条第2項及び第10条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第11条中「向上の」を「一層の向上の」に改

める。

第 17 条第 2 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定による軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定による軽微変更該当証明申請書」に改め、同条第 3 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定による軽微変更該当証明申請書」に改める。

第 18 条第 1 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明申請書」に改め、同条第 2 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明申請書」に改める。

別記第 1 号様式、別記第 1 号の 2 様式、別記第 1 号の 3 様式、別記第 1 号の 4 様式、別記第 2 号様式、別記第 2 号の 2 様式及び別記第 3 号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第 4 号様式中「建築主事」を「建築主事等」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第 5 号様式中「江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第 6 号様式中「建築主事」を「建築主事等」に、「江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「江東区建築物のエネル

ギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第 7 号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第 8 号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「向上の」を「一層の向上の」に改める。

別記第 9 号様式、別記第 10 号様式、別記第 11 号様式、別記第 11 号の 2 様式及び別記第 12 号様式中「江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第 13 号様式及び別記第 14 号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第 15 号様式から別記第 19 号様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 25 号

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営住宅条例施行規則(平成 10 年 2 月江東区規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 41 条」を「第 42 条」に、「第 42 条—第 45 条」を「第 43 条—第 46 条」に改める。

第 9 条を削り、第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に

次の1条を加える。

(単身使用者に係る区営住宅の規格)

第5条 条例第6条第3項の規定により規則で定める住宅の規格は、間取りが1DKの住戸とする。ただし、区長が特に必要があると認める住宅については、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(連絡先変更届等)

第9条の2 使用者は、条例第12条第1項第1号に規定する請書に記載された連絡先を他の者に変更しようとするときは、連絡先変更届(別記第7号の2様式)を区長に提出しなければならない。

2 使用者は、条例第12条第1項第1号に規定する請書又は前項に規定する連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、直ちに区長に届け出なければならない。

第11条の2を削る。

第45条を第46条とし、第44条を第45条とし、第43条中「別記第51号様式」を「別記第52号様式」に改め、同条を第44条とし、第42条を第43条とし、第41条の次に次の1条を加える。

(駐車場返還届)

第42条 条例第49条において準用する条例第24条第1項の規定により駐車場を返還しようとする者は、駐車場返還届(別記第51号様式)を区長に提出しなければならない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 13 条関係)

名称			専用面積	利便性係数	
扇橋一丁目アパート	浴槽 I		61.53㎡	0.9357	
	浴槽 II		61.53㎡	0.9499	
塩浜住宅	1号棟	浴槽なし	42.36㎡	0.9028	
		浴槽 I	42.36㎡	0.9361	
		浴槽 II	42.36㎡	0.9503	
	2号棟	浴槽なし	51.04㎡	0.9073	
		浴槽 I	51.04㎡	0.9408	
		浴槽 II	51.04㎡	0.9551	
猿江一丁目アパート	—		—	—	
北砂二丁目アパート	浴槽なし		51.22㎡	0.8776	
	浴槽 I		51.22㎡	0.9099	
	浴槽 II		51.22㎡	0.9238	
大島五丁目住宅	—		—	—	
東砂八丁目住宅	浴槽なし		51.04㎡	0.8762	
	浴槽 I		51.04㎡	0.9085	
	浴槽 II		51.04㎡	0.9224	
森下二丁目住宅	Aタイプ	浴槽 I	47.41㎡	0.9398	
		浴槽 II	47.41㎡	0.9541	
	Bタイプ	浴槽 I	56.74㎡	0.9398	
		浴槽 II	56.74㎡	0.9541	
	Cタイプ	浴槽 I	48.05㎡	0.9398	
		浴槽 II	48.05㎡	0.9541	
塩浜一丁目住宅	1 2号棟	浴槽 I	48.07㎡	0.9558	
		浴槽 II	48.07㎡	0.9704	
	1 4号棟	Aタイプ	浴槽 I	61.53㎡	0.9558
			浴槽 II	61.53㎡	0.9704
		Bタイプ	浴槽 II	74.89㎡	0.9704
北砂七丁目住宅	1号棟	浴槽 II	63.11㎡	0.9090	
	2号棟	浴槽 II	57.39㎡	0.9090	
	3号棟	浴槽 II	53.91㎡	0.9090	
	4号棟	浴槽 II	63.11㎡	0.9090	
東陽一丁目住宅	浴槽 II		61.50㎡	0.9671	
東陽一丁目第二住宅	浴槽 I		62.20㎡	0.9464	
	浴槽 II		62.20㎡	0.9608	

備考

- この表において浴槽 I とは 800 型の形式の浴槽をいい、浴槽 II とは 800 型以外の形式の浴槽をいう。

- 2 猿江一丁目アパート及び大島五丁目住宅は、建替事業中である。

別表第 2 (第 1 3 条関係)

収入区分等		104,000 円以下 の場合	104,000 円を超 え123,0 00円以 下の場 合	123,000 円を超 え139,0 00円以 下の場 合	139,000 円を超 え158,0 00円以 下の場 合	158,000 円を超 え186,0 00円以 下の場 合	186,000 円を超 え214,0 00円以 下の場 合	214,000 円を超 え259,0 00円以 下の場 合	259,000 円を超 える場 合	近 傍 同 種 の 住 宅 の 家 賃	
名称及び種別											
扇橋 一丁目ア パート	浴槽Ⅰ	34,700 円	40,000 円	45,800 円	51,600 円	59,000 円	68,100 円	79,700 円	91,900 円	106,10 0円	
	浴槽Ⅱ	35,200 円	40,600 円	46,500 円	52,400 円	59,900 円	69,100 円	80,900 円	93,300 円	106,10 0円	
塩浜 住宅	1 号棟	浴 槽 なし	22,000 円	25,400 円	29,000 円	32,700 円	37,400 円	43,200 円	50,600 円	58,300 円	69,200 円
		浴 槽 Ⅰ	22,800 円	26,300 円	30,100 円	34,000 円	38,800 円	44,800 円	52,400 円	60,500 円	69,200 円
		浴 槽 Ⅱ	23,100 円	26,700 円	30,600 円	34,500 円	39,400 円	45,500 円	53,200 円	61,400 円	69,200 円
	2 号棟	浴 槽 なし	26,700 円	30,800 円	35,200 円	39,700 円	45,400 円	52,300 円	61,300 円	70,700 円	83,500 円
		浴 槽 Ⅰ	27,600 円	31,900 円	36,500 円	41,200 円	47,000 円	54,300 円	63,500 円	73,300 円	83,500 円
		浴 槽 Ⅱ	28,100 円	32,400 円	37,100 円	41,800 円	47,800 円	55,100 円	64,500 円	74,400 円	83,500 円
猿江 一丁目ア パート	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
北砂 二丁目ア パート	浴槽なし	26,100 円	30,200 円	34,500 円	38,900 円	44,500 円	51,300 円	60,100 円	61,600 円	61,600 円	
	浴槽Ⅰ	27,100 円	31,300 円	35,800 円	40,400 円	46,100 円	53,200 円	61,600 円	61,600 円	61,600 円	
	浴槽Ⅱ	27,500 円	31,800 円	36,300 円	41,000 円	46,800 円	54,000 円	61,600 円	61,600 円	61,600 円	
大島 五丁目住 宅	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
東砂 八丁目住 宅	浴槽なし	26,000 円	30,000 円	34,300 円	38,700 円	44,200 円	51,100 円	59,800 円	68,900 円	76,100 円	
	浴槽Ⅰ	27,000 円	31,100 円	35,600 円	40,200 円	45,900 円	52,900 円	62,000 円	71,500 円	76,100 円	

	浴槽Ⅱ		27,400円	31,600円	36,100円	40,800円	46,600円	53,800円	62,900円	72,600円	76,100円	
森下二丁目住宅	Aタイプ	浴槽Ⅰ	27,100円	31,300円	35,800円	40,300円	46,100円	53,200円	62,300円	71,800円	88,300円	
		浴槽Ⅱ	27,500円	31,700円	36,300円	41,000円	46,800円	54,000円	63,200円	72,900円	88,300円	
	Bタイプ	浴槽Ⅰ	32,400円	37,400円	42,800円	48,300円	55,100円	63,600円	74,500円	85,900円	105,800円	
		浴槽Ⅱ	32,900円	38,000円	43,400円	49,000円	56,000円	64,600円	75,600円	87,200円	105,800円	
	Cタイプ	浴槽Ⅰ	28,000円	32,300円	36,900円	41,600円	47,600円	54,900円	64,300円	74,100円	95,400円	
		浴槽Ⅱ	28,400円	32,800円	37,500円	42,300円	48,300円	55,700円	65,200円	75,200円	95,400円	
塩浜一丁目住宅	12号棟	浴槽Ⅰ	28,000円	32,400円	37,000円	41,700円	47,700円	55,000円	64,400円	74,300円	99,500円	
		浴槽Ⅱ	28,500円	32,800円	37,600円	42,400円	48,400円	55,900円	65,400円	75,400円	99,500円	
	14号棟	浴槽Ⅰ	35,900円	41,500円	47,400円	53,500円	61,100円	70,500円	82,600円	95,200円	126,000円	
		浴槽Ⅱ	36,500円	42,100円	48,200円	54,300円	62,100円	71,600円	83,800円	96,700円	126,000円	
		Bタイプ	浴槽Ⅱ	44,400円	51,200円	58,600円	66,100円	75,500円	87,100円	102,000円	117,600円	153,300円
	北砂七丁目住宅	1号棟	浴槽Ⅱ	35,700円	41,200円	47,200円	53,200円	60,800円	70,100円	82,100円	94,700円	110,300円
2号棟		浴槽Ⅱ	32,400円	37,400円	42,800円	48,300円	55,200円	63,700円	74,600円	86,000円	100,200円	
3号棟		浴槽Ⅱ	30,600円	35,400円	40,500円	45,600円	52,200円	60,200円	70,500円	81,300円	96,300円	
4号棟		浴槽Ⅱ	35,700円	41,200円	47,200円	53,200円	60,800円	70,100円	82,100円	94,700円	110,300円	
東陽一丁目住宅	浴槽Ⅱ	37,200円	43,000円	49,100円	55,400円	63,300円	73,100円	85,500円	98,600円	136,300円		

東陽 一丁 目第 二住 宅	浴槽Ⅰ	36,100 円	41,700 円	47,700 円	53,800 円	61,500 円	71,000 円	83,100 円	95,800 円	122,00 0円
	浴槽Ⅱ	36,700 円	42,400 円	48,500 円	54,600 円	62,400 円	72,100 円	84,300 円	97,300 円	122,00 0円

備考

1 この表において浴槽Ⅰとは800型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは800型以外の形式の浴槽をいう。

2 猿江一丁目アパート及び大島五丁目住宅は、建替事業中である。

第3号様式中「第5条」を「第6条」に改める。

別記第4号様式中「第6条」を「第7条」に改める。

第5号様式中「第6条」を「第7条」に改める。

第6号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第9条関係)

請 書

年 月 日

江 東 区 長 殿

使用者は、下記の住宅の使用許可を受けた場合は、江東区営住宅条例及び江東区営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守ります。

記

使 用 料	月 額	円(年度における月額。ただし、次年度以降の毎年度の使用料については、江東区営住宅条例第13条の規定により算出した額とする。)
共 益 費	月 額	円
建 物 表 示	所 在 地	東京都江東区
	住宅名・部屋番号	号棟 号
	※構 造 規 格	造 専用面積 m ² 畳ほか造作付
特 記 事 項		

使 用 者	現 住 所	東京都江東区 丁目 番 号
	電 話 番 号	電話 ()
	フリガナ	
	氏 名 ・ 印 生 年 月 日	年 月 日 印 日生

連 絡 先	現 住 所	丁目 番 号
	電 話 番 号	電話 ()
	フリガナ	
	氏 名	使用者との関係 1 親 5 勤務先関係 2 子 6 知人 3 兄弟姉妹 7 その他 4 その他親戚 ()

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 緊急の際には、連絡先の方に連絡する場合があります。
 3 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先の方を經由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先の方へ使用料等を請求することはありません)。

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 7 号の 2 様式 (第 9 条の 2 関係)

連絡先変更届

年 月 日

江 東 区 長 殿

先に提出しました請書に記載の連絡先の変更について、以下のとおり届出いたします。

記

使 用 者	住宅名・部屋番号	号棟		号
	電 話 番 号	電話 ()		
	フリガナ			
	氏 名			

連 絡 先	現 住 所	丁目			番	号
	電 話 番 号	電話 ()				
	フリガナ		使用 者 と の 関 係	1 親	5 勤務先関係	
	氏 名			2 子	6 知人	
			3 兄弟姉妹	7 その他		
			4 その他親戚	()		

- 備考 1 緊急の際には、連絡先の方に連絡する場合があります。
 2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先の方を経由して、使用料等を請求する場合があります（連絡先の方へ使用料等を請求することはありません。）。

別記第 8 号様式及び第 9 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式及び第 9 号様式 削除
第 4 4 号様式中

「

駐 車 場 の 所 在 地	
---------------	--

」
 を
 「

駐 車 場 の 所 在 地	
変更後の自動車登録番号	

」

に改める。

第 5 1 号様式中「第 4 3 条」を「第 4 4 条」に改め、同様式を別記第 5 2 号様式とし、別記第 5 0 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第51号様式(第42条関係)

駐車場返還届

年 月 日

江東区長 殿

住宅名・部屋番号	
氏 名	

下記のとおり駐車場を返還いたしますので、江東区営住宅条例第49条において準用する第24条第1項の規定に基づく駐車場の検査をお願いします。

なお、未納の使用料及び私の責に帰する事由による賠償金等があるときは、責任をもって清算いたします。

記

駐車場の名称	
駐車場の所在地	
駐車位置番号	
返還年月日	年 月 日
返還理由	

備 考

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出されたこの規則による改正前の江東区営住宅条例施行規則(以下「旧規則」という。)別記第7号様式による請書は、この規則による

改正後の江東区営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第 7 号様式による請書とみなす。

- 3 使用者は、施行日前に定めた連帯保証人を他の者に変更しようとするときは、新規則別記第 7 号の 2 様式による連絡先変更届を区長に提出しなければならない。
- 4 新規則第 9 条の 2 第 2 項の規定は、施行日前に定めた連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときについて準用する。
- 5 この規則の施行の際、旧規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 6 号

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区高齢者住宅条例施行規則（平成 1 0 年 2 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。
（連絡先変更届等）

- 第 9 条 使用者は、条例第 1 2 条第 1 項に規定する請書に記載された連絡先を他の者に変更しようとするときは、連絡先変更届（別記第 7 号の 2 様式）を区長に提出しなければならない。
- 2 使用者は、条例第 1 2 条第 1 項に規定する請書又は前項に規定する連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、直ちに区長に届け出なければならない。

別表第 1 ピアすみよしの項中「1. 0 0 5 9」を「1. 0 0 1 2」に改め、同表ピアこうとうの項中「0. 9 7 7 3」を「0. 9 7 2 7」に改め、同表ピアおおじまの項中「0. 9 4 5 9」を「0. 9 4 1 4」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2 (第13条関係)

収入区分等 名称及び種別			104,000円以下の場合	104,000円を超え123,000円以下の場合	123,000円を超え139,000円以下の場合	139,000円を超え158,000円以下の場合	158,000円を超え186,000円以下の場合	186,000円を超え214,000円以下の場合	214,000円を超え259,000円以下の場合	259,000円を超える場合	近 傍 同 種 住 家 宅 賃 の 家
ピアすみよし	Aタイプ	浴槽Ⅱ	18,900円	21,800円	24,900円	28,100円	32,100円	37,100円	43,400円	50,000円	79,400円
	Bタイプ		19,300円	22,300円	25,500円	28,800円	32,900円	37,900円	44,400円	51,200円	81,200円
ピアこうとう	Aタイプ	浴槽Ⅱ	17,800円	20,600円	23,500円	26,500円	30,300円	35,000円	41,000円	47,200円	65,900円
	Bタイプ		17,400円	20,100円	23,000円	26,000円	29,700円	34,300円	40,100円	46,300円	64,600円
	Cタイプ		16,900円	19,500円	22,300円	25,200円	28,700円	33,200円	38,800円	44,800円	62,500円
	Dタイプ		16,900円	19,500円	22,300円	25,200円	28,700円	33,200円	38,800円	44,800円	62,500円
	Eタイプ		30,700円	35,400円	40,500円	45,700円	52,200円	60,200円	70,500円	81,300円	114,400円
	Fタイプ		28,700円	33,200円	38,000円	42,800円	48,900円	56,500円	66,100円	76,200円	106,400円
ピアおおじま	Aタイプ	浴槽Ⅱ	23,700円	27,400円	31,300円	35,300円	40,400円	46,600円	54,500円	62,900円	93,500円
	Bタイプ		30,300円	35,000円	40,100円	45,200円	51,600円	59,600円	69,700円	80,400円	119,500円
	Cタイプ		32,000円	37,000円	42,300円	47,700円	54,500円	62,900円	73,700円	84,900円	129,500円
	Dタイプ		32,000円	37,000円	42,300円	47,700円	54,500円	62,900円	73,700円	84,900円	130,000円

備考 この表において浴槽Ⅱとは、800型以外の形式の浴槽をいう。
別記第7号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 8 条関係)

請 書

年 月 日

江 東 区 長 殿

使用者は、下記の住宅の使用許可を受けた場合は、江東区高齢者住宅条例及び江東区高齢者住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守ります。

記

使 用 料	月 額	円 (年度における月額。ただし、次年度以降の毎年度の使用料については、江東区高齢者住宅条例第 13 条の規定により算出した額とする。)
共 益 費	月 額	円
建 物 表 示	所 在 地	東京都江東区
	住 宅 名 ・ 部 屋 番 号	号棟 号
	※ 構 造 規 格	造 専用面積 m ² 畳ほか造作付
特 記 事 項		

使 用 者	現 住 所	東京都江東区 丁目 番 号
	電 話 番 号	電話 ()
	フ リ ガ ナ	
	氏 名 ・ 印 生 年 月 日	年 月 日 印 日生

連 絡 先	現 住 所	丁目 番 号
	電 話 番 号	電話 ()
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	使用者との関係 1 親 5 勤務先関係 2 子 6 知人 3 兄弟姉妹 7 その他 4 その他親戚 ()

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 緊急の際には、連絡先の方に連絡する場合があります。
 3 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先の方を經由して、使用料等を請求する場合があります (連絡先の方へ使用料等を請求することはありません。)
 4 借り上げによる高齢者住宅の場合は、特記事項欄に、高齢者住宅としての借り上げ契約の終了時に住宅を明け渡す旨及び借り上げ契約の終了年月日を明記すること。

別記第 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第7号の2様式(第9条関係)

連絡先変更届

年 月 日

江 東 区 長 殿

先に提出しました請書に記載の連絡先の変更について、以下のとおり届出いたします。

記

使 用 者	住宅名・部屋番号	号棟	号
	電 話 番 号	電話	()
	フリガナ		
	氏 名		

連 絡 先	現 住 所	丁目			番	号
	電 話 番 号	電話	()			
	フリガナ		使 用 者 と の 関 係	1 親	5 勤務先関係	
	氏 名			2 子	6 知人	
			3 兄弟姉妹	7 その他		
			4 その他親戚	()		

- 備考 1 緊急の際には、連絡先の方に連絡する場合があります。
 2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先の方を経由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先の方へ使用料等を請求することはありません)。

別記第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

別記第8号様式及び第9号様式 削除

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出されたこの規則による改正前の江東区高齢者住宅条例施行規則(以下「旧規則」という。)別記第7号様式による請書は、この規則による改正後の江東区高齢者住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)別記第7号様式による

る請書とみなす。

- 使用者は、施行日前に定めた連帯保証人を他の者に変更しようとするときは、新規則別記第7号の2様式による連絡先変更届を区長に提出しなければならない。
- 新規則第9条第2項の規定は、施行日前に定めた連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときについて準用する。
- この規則の施行の際、旧規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正

する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 7 号

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を
改正する規則

江東区私道整備助成条例施行規則（昭和 4 2 年
1 2 月江東区規則第 2 1 号）の一部を次のように
改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

工種		形状	単位	単価(円)	
取りこわし工		手こわし	m ³	88,979	
排水 本管 工(路 面排 水の み流 すの に限 る。)	改修	内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	43,377	
		内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上	m	61,264	
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	46,296	
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	74,507	
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	92,914	
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	61,226	
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	83,288	
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	102,654	
L形 溝工	新設	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎	m	26,295	
		鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎	m	32,676	
		鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎	m	31,417	
	改修	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎	m	32,037	
		鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎	m	39,862	
		鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎	m	38,736	
	補修	250A 砕石基礎 ブロック100%再利用	m	19,921	
		250A コンクリート基礎 ブロック100%再利用	m	20,495	
		250B コンクリート基礎 ブロック100%再利用	m	20,996	
		300B コンクリート基礎 ブロック取替	m	25,005	
	L形 用集 水 ます	設置工(新設)	250用	箇所	88,500
		設置工(改修)	250用	箇所	90,451
導水管工		塩化ビニル VUφ150	m	27,462	
		塩化ビニル VUφ100	m	24,029	
ソケット取付工		硬質塩化ビニル φ150	箇所	14,976	
		硬質塩化ビニル φ100	箇所	12,846	
縁塊ふた取替工		250用	箇所	41,811	
調整工		箇所	9,245		
L形 用汚 水 ます	縁塊ふた取替工		箇所	38,869	
	調整工		箇所	9,245	
円形	縁塊ふた取替工		箇所	55,131	

汚水 ます ・改 良 ます	調整工			箇所	10,559	
人孔	縁塊ふた取替工			箇所	167,969	
	調整工			箇所	10,559	
舗装 工	新設	人 力	総厚 14.0cm 細粒度	m ²	14,673	
			総厚 14.0cm 開粒度	m ²	14,154	
			総厚 15.0cm 再生密粒度	m ²	15,257	
		機 械 人 力	総厚 20.0cm 再生密・粗粒度		m ²	18,519
	改修		人 力	総厚 14.0cm 細粒度 既設アスファルト舗装	m ²	18,306
		総厚 14.0cm 細粒度 既設コンクリート舗装		m ²	18,574	
		総厚 14.0cm 開粒度 既設アスファルト舗装		m ²	17,787	
		総厚 14.0cm 開粒度 既設コンクリート舗装		m ²	18,055	
		総厚 15.0cm 再生密粒度 既設アスファルト舗装		m ²	22,688	
		総厚 15.0cm 再生密粒度 既設コンクリート舗装		m ²	23,023	
		機 械 人 力		総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装		m ²
	総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設コンクリート舗装		m ²	22,411		
	機 械	総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装		m ²	12,741	
		総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設コンクリート舗装		m ²	13,471	
	被覆	人 力	厚 5.0cm 再生密粒度		m ²	5,519
厚 5.0cm 再生密粒度			m ²	3,195		
交通誘導警備員費				人・日	31,573	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第28号

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則

江東区中小企業融資基金条例施行規則（昭和44年3月江東区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第4条第1項中「第10項」を「第11項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

第6条各号（第4号、第5号、第11号及び第12号を除く。）の融資資金については中小企業者、同条第4号の融資資金については小規模企業者、同条第5号の融資資金については特定小規模企業者、同条第12号の融資資金については組合で、次の要件を備えているものとする。

第4条第2項第1号中「法人」を「個人にあっては住民登録地又は主たる事業所、法人」に、「主

たる事業所、組合」を「主たる事務所、組合」に、「環境保全対策」を「環境保全対策」に改め、「の同一の場所」を削り、同項第2号中「区内(第6条第7号の融資資金の場合にあっては、区内又は江東区外)の」を削り、「提出している」を「提出し、法人税(個人にあっては所得税)を完納している」に改め、同条第3項第1号中「元金返済を6か月以上行っているものの」を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「中小企業者で」を「第2項で定めるほか」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 事業多角化、転業等の新規事業(業種、原材料、生産加工技術、用途、販路、機能、製品、商品又はサービスのうち、いずれかが異なっているものに限る。)の立ち上げを予定していること。

第4条第4項第2号中「又は転業転換の」を「、転業等の新規事業の立ち上げを予定している」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

第4条第5項に次の1号を加える。

- (3) 当該店舗の業種が小売業、飲食店及びサービス業(洗濯業、理容業又は美容業に限る。)であって、東京信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証対象となるものであること。

第4条第10項各号列記以外の部分中「創業後1年」を「創業(事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始することをいう。)後5年」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 区内で創業を行い1年未満である者又は区内で創業を行おうとしている者にあつては、納期の到来している特別区民税(法人であつて、創業後最初の事業年度の法人住民税の納期が到来している場合は、法人住民税)を完納していること。ただし、法人において、創業後法人税及び法人住民税の納期が到来していない場合は、申込みの日において納期の到来している特別区民税を法人の代表者が完納していること。

イ 創業後1年以上5年未満であり、かつ、第2項各号の要件を備えていること。

- (2) 前号アに該当する場合において、創業に要する資金額の3分の1に相当する額を自己資金で調達すること。

第4条第11項に次の2号を加える。

- (4) 第24条の規定に基づく補助金の全部又は一部の返還を命じられている場合は、その返還を完了していること。

- (5) 保証協会の保証対象業種(許認可等を要する事業を営み、又は営もうとしている場合にあっては、当該事業に関する許認可等を受け、又は受ける予定であること。)に属する業種を営み、又は営もうとしていること。ただし、次条第12号の融資資金については、この限りでない。

第4条中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

- 11 第6条第13号の融資資金については、第2項で定めるほか、次の要件を備えているものとする。

- (1) 5年以内に事業の承継を予定していること又は事業の承継後5年を経過していない中小企業者であつて具体的な事業計画を有していること。
- (2) 事業の承継を予定している者にあつては、承継する事業について、承継後においても引き続き事業の実態が区内に存することが定められている事業計画を有すること。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第3項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 特定小規模企業者 法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であつて、信用保証協会の実施する小口零細企業保証制度(全ての信用保証協会が実施しているものに限る。以下同じ。)の対象となるものをいう。
- (4) 組合 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく組合をいう。

第6条第8号中「多角化・転業支援」を「チャレンジサポート」に改め、同条に次の1号を加える。

る。

(13) 事業承継支援資金

第 7 条第 1 項第 5 号中「又は」を「及び」に、「2, 000 万円」を「合わせて 2, 000 万円」に改め、同項第 8 号中「多角化・転業支援」を「チャレンジサポート」に、「2, 000 万円」を「4, 000 万円」に改め、同項第 10 号中「1 企業につき 2, 000 万円」を「区長が別に定める額」に改め、同項第 11 号中「とし、創業に必要な資金の 3 分の 2 を限度とする。」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(13) 事業承継支援資金については、1 企業につき 2, 000 万円

第 7 条第 2 項中「ものとし、かつ、既に受けている融資の元金返済が始まっていない」を「ものとする」に改め、同条第 4 項を削る。

第 9 条第 1 項第 7 号中「多角化・転業支援」を「チャレンジサポート」に、「72 か月」を「108 か月」に改め、同項第 9 号中「72 か月以内(据置期間 6 か月を含む。）」とする」を「区長が別に定める期間とする」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(12) 事業承継支援資金については、108 か月以内(据置期間 12 か月を含む。）」とする。

第 11 条及び第 12 条を次のように改める。
(信用保証)

第 11 条 取扱金融機関は、融資(第 6 条第 12 号に定める団体資金を除く。)を行う際には、保証協会の保証を付さなければならない。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(保証人及び担保)

第 12 条 融資を受ける際は、取扱金融機関又は保証協会から請求があるときは、連帯保証人又は物的担保を付さなければならない。

第 14 条第 2 項中「多角化・転業支援」を「チャレンジサポート」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、創業支援資金のうち第 5 条第 10 項第 1 号イに該当する者として融資の申込みを行った場合は、この限りでない。

第 15 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 前年分の所得税(法人にあつては、前事業年度の法人税)の納税証明書

第 15 条第 1 項第 2 号中「設立」を「創業」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 個人にあつては、直近の所得税の確定申告書、青色申告決算書(青色申告の場合に限る。)

及び収支内訳書(白色申告の場合に限る。以下これらを「所得税の確定申告書等」という。)

(4) 法人にあつては、次に掲げる書類

ア 直近の法人税の確定申告書、決算書、合計残高試算表(決算後 6 か月以上経過しているときに限る。)

イ 商業登記簿の登記事項証明書(現在(履歴)事項全部証明書)又はその写し(組合にあつては定款、役員及び組合員名簿並びに理事会会議録の写し、特定非営利活動法人にあつては事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。))及び財産目録、年間役員名簿並びに社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の写し)

第 15 条第 1 項第 9 号を同項第 12 号とし、同項第 8 号ただし書中「第 4 条第 3 項第 2 号」を「第 5 条第 3 項第 2 号」に改め、「東京信用」を削り、同号を同項第 10 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(11) 個人にあつては、住民登録地が江東区外である場合は、区内に所在する主たる事業所に対応する特別区民税の納税証明書

第 15 条第 1 項第 7 号中「多角化・転業支援」を「チャレンジサポート」に、「多角化・転業転換」を「事業」に、「新製品又は」を「新製品若しくは」に改め、同号を同項第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 事業承継支援資金にあつては、事業承継計画書

第 15 条第 1 項第 6 号中「書類」の次に「(第 5 条第 10 項第 1 号アに該当する者に限る。))」を加え、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(5) 融資資金の資金使途が設備に係る場合にあつては、当該設備の仕様書、見積書及び図面又はカタログ等

第 15 条第 2 項を削る。

第 16 条第 2 項中「又は多角化・転業支援資金(新製品又は新技術の開発に係るものを除く。))」を「、チャレンジサポート資金又は事業承継支援資金」に、「又は多角化若しくは転業転換計画」を「、事業計画又は事業承継計画」に改め、同条第 3 項中「多角化・転業支援」を「チャレンジサポート」に改める。

第 21 条中「並びに第 7 号から第 11 号まで」を「、第 7 号から第 11 号まで並びに第 13 号」に改め、「第 1 号から第 11 号まで」を「第 1 号か

ら第11号まで及び第13号」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 15 条関係)

江東区長 殿

江東区中小企業融資申込書

区記入欄

申請日 年 月 日

Table with fields: あっせん番号, 事業年度 (年 月 ~ 年 月), 法人税・所得税 (完納・非課税), 法人都民税・特別区民税 (完納(期) 非課税), 利用者番号

下記のとおり融資資金を借入したいので、以下の確認事項に同意し、必要書類を添えて申し込みます。

【確認事項】

- 金融機関及び信用保証協会の審査により、申込内容のとおり融資が実行されない場合があります。
区から信用保証料補助を受け、繰り上げ償還等により保証料の返還が生じた場合は、区へ保証料補助金を必ず返納します。それに伴い、区より信用保証協会に対し個人情報の照会を行うことに同意します。
江東区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しません。

記

Main application form with fields: 法人名・商号, 代表者(個人)名, 法人住所, 事業所所在地, 業種, 従業員数, 区内開業年月日, etc.

※印 法人：登録印 個人：代表者実印

融資資金名, 資金使途, 申込金融機関名, 借入希望金額, etc.

※小特(小口零細企業保証制度)を利用希望の場合は、次の欄に記入してください。

保証協会の保証付き融資残高, 申込者本人, 金融機関名, 電話, 担当者, 銀行信用庫信用組合, 支店

附 則 (施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区中小企業融資基金条例施行規則別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区産業会館及び商工情報センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第29号

江東区産業会館及び商工情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

江東区産業会館及び商工情報センター条例施行規則（昭和61年4月江東区規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 3 条、第 4 条、第 8 条関係)

(施設名) 施設利用承認書・領収書 (控)

年 月 日

様

(金額)

ただし、施設利用料として上記、正に領収いたしました。
(指定管理者)

税率 税込金額 % 消費税額	貴団体番号		受付番号	
	登録番号		領収番号	

以下のとおり利用承認します。

No.	利用日	利用施設	利用時間	摘要	利用料金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(施設名) 施設利用承認書・領収書

年 月 日

様

(金額)

ただし、施設利用料として上記、正に領収いたしました。
(指定管理者)

税率 税込金額 % 消費税額	貴団体番号		受付番号	
	登録番号		領収番号	

以下のとおり利用承認します。

No.	利用日	利用施設	利用時間	摘要	利用料金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 4 条、第 8 条関係)

(施設名) 施設利用変更承認書・領収書(控)

年 月 日

様

(金額)

ただし、施設利用料として上記、正に領収いたしました。

(指定管理者)

税率 税込金額 % 消費税額	貴団体番号		受付番号	
	登録番号		領収番号	

以下のとおり利用変更を承認します。

	No.	利用日	利用施設	利用時間	摘要	利用料金
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

(施設名) 施設利用変更承認書・領収書

年 月 日

様

(金額)

ただし、施設利用料として上記、正に領収いたしました。

(指定管理者)

税率 税込金額 % 消費税額	貴団体番号		受付番号	
	登録番号		領収番号	

以下のとおり利用変更を承認します。

	No.	利用日	利用施設	利用時間	摘要	利用料金
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区産業会館及び商工情報センター条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 0 号

江東区組織規則の一部を改正する規則

江東区組織規則 (昭和 4 8 年 5 月江東区規則第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表政策経営部の部広報広聴課の項に次のように加える。

シティプロモーション推進係

第 7 条第 1 項の表政策経営部の部情報システム課の項中「ICT 戦略係」を削り、同項の次に次のように加える。

DX 推進課

DX 推進係

第 7 条第 1 項の表総務部の部人権推進課の項に次のように加える。

管理係

男女共同参画係

第 7 条第 1 項の表福祉部の部福祉課の項中「指導係」を「地域福祉係」に改め、「事業者指定係」を削り、同部長寿応援課の項中「地域支え合い係」を「シニア活躍支援係」に改め、同部介護保険課の項に次のように加える。

指導係

事業者指定係

第 7 条第 1 項の表障害福祉部の部障害者支援課の項に次のように加える。

障害児支援係

障害者就労支援係

第 7 条第 1 項の表生活支援部の項に次のように加える。

生活応援課

家庭相談係

第 7 条第 1 項の表健康部の部生活衛生課の項中「試験検査係」を削り、同部保健予防課の項に次のように加える。

コロナワクチン管理係

第 7 条第 1 項の表こども未来部の部保育計画課の項及び保育課の項を次のように改める。

保育政策課

保育政策係
施設管理係
保育支援課
保育サービス係
事業支援係
指導検査係

第 7 条第 2 項中「ほか」の次に「、政策経営部に DX 推進室を」を加え、「、健康部に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を」を削り、同条中第 5 項及び第 6 項を削り、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 DX 推進室に室長を置く。

4 DX 推進室は、DX における総合調整に関する事務をつかさどる。

第 8 条第 3 項中「(新型コロナウイルスワクチン接種推進室を含む。)」を削る。

第 9 条の表広報広聴課の項に次のように加える。

シティプロモーション推進係

1 シティプロモーションの推進に関すること。

2 ふるさと納税に関すること。

第 9 条の表情報システム課の項中

「2 情報ネットワークの運用管理に関すること。

ICT 戦略係

1 ICT 推進に係る調査、研究及び企画に関すること。

2 情報セキュリティに関すること。

3 地域情報化に関すること。」

を

「2 情報ネットワークの運用管理に関すること。

3 情報セキュリティに関すること。」

に改め、同項の次に次のように加える。

DX 推進課

DX 推進係

1 DX 推進に係る調査、研究及び企画に関すること。

2 地域情報化に関すること。

第 1 0 条の表人権推進課の項を次のように改める。

人権推進課

管理係

1 課の庶務に関すること。

2 課内他の係に属しないこと。

男女共同参画係

1 男女共同参画社会の推進に関すること。

2 人権施策の推進に関すること。

3 人権擁護委員に関すること。

第11条の表地域振興課の項を次のように改める。

地域振興課

地域振興係

- 1 部の庶務に関すること。
- 2 区民の地域社会活動の振興及び連絡調整に関すること。
- 3 地縁による団体の認可等に関すること。
- 4 町会・自治会会館建築資金の助成に関すること。
- 5 地区集会所に関すること。
- 6 広報板に関すること。
- 7 区民交通傷害保険に関すること。
- 8 区民協働施策の推進に関すること。
- 9 自衛官の募集に関すること。
- 10 部内他の課、係に属しないこと。

統計調査係

- 1 統計調査に関すること。

交流推進係

- 1 区民の国内外交流に関すること。
- 2 区民行事の企画、立案及び推進に関すること。
- 3 区民保養施設に関すること。
- 4 多文化共生に関すること。

第13条の表福祉課の項及び長寿応援課の項を次のように改める。

福祉課

福祉管理係

- 1 部の庶務に関すること。
- 2 民生委員及び児童委員に関すること。
- 3 旧軍人等の援護に関すること。
- 4 部内他の課、係に属しないこと。

地域福祉係

- 1 地域福祉計画に関すること。
- 2 社会福祉協議会に関すること。
- 3 災害時要配慮者の避難行動支援に関すること。
- 4 災害援護資金の貸付けに関すること。
- 5 自家用有償旅客運送に関すること。
- 6 社会福祉法人の認可及び指導監査に関すること。

長寿応援課

長寿応援係

- 1 老人クラブに関すること。
- 2 福祉会館に関すること。
- 3 老人福祉センター等に関すること。
- 4 敬老事業に関すること。

5 課内他の係に属しないこと。

シニア活躍支援係

- 1 シルバー人材センターに関すること。
- 2 高齢者の見守り事業に関すること。
- 3 高齢者の社会参加及び地域活動に関すること。
- 4 高齢者の生活支援体制整備に関すること。
- 5 高齢者のデジタル活用に関すること。

施設支援係

- 1 福祉施設の整備及び改修計画に関すること。
- 2 福祉施設の誘致及び助成に関すること。
- 3 区有福祉施設の財産管理に関すること。

第13条の表地域ケア推進課の部包括推進係の項を次のように改める。

- 1 高齢者保健福祉計画に関すること。
- 2 地域包括支援センター等に関すること。
- 3 介護保険事業者団体に関すること。
- 4 福祉人材に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

第13条の表地域ケア推進課の部権利擁護係の項中「生活」を「権利擁護」に改める。

第13条の表介護保険課の部庶務係の項中「4 課内他の係に属しないこと」

を「4 特別養護老人ホームの入所調整に関すること。

5 課内他の係に属しないこと」に改め、同表介護保険課の項に次のように加える。

指導係

- 1 介護保険事業者の指導に関すること。

事業者指定係

- 1 介護保険事業者の指定等に関すること。
- 2 施設の第三者評価に関すること。

第14条の表障害者支援課の部支援調整係の項中

「5 身体障害相談係、愛の手帳相談係及び在宅生活相談係の調整に関すること。

6 課内他の係に属しないこと」

を「5 課内他の係に属しないこと。」に改める。

第14条の表障害者支援課の項中「身体障害相談係、愛の手帳相談係、在宅生活相談係」を「身体障害相談係、愛の手帳相談係、在宅生活相談係、障害児支援係」に改め、同項に次のように加える。

障害者就労支援係

- 1 障害者の就労支援に関すること。
- 2 障害者就労・生活支援センターに関する

こと。

第 15 条の表保護第一課の部相談係の項及び保護第二課の部相談係の項を次のように改める。

相談係

- 1 面接相談及び他の係との連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉統計及び報告に関すること。

第 15 条の表に次のように加える。

生活応援課

家庭相談係

- 1 母子及び父子相談、女性相談、家庭相談並びに児童相談に関すること。
- 2 女性福祉の増進に関すること。
- 3 DV相談に関すること。

第 16 条の表生活衛生課の部医薬衛生係の項に次のように加える。

- 6 医療従事者の免許の申請書等の受理経由に関すること。

第 16 条の表生活衛生課の部試験検査係の項を削り、同表保健予防課の部に次のように加える。

コロナワクチン管理係

- 1 新型コロナワクチン接種に関すること。

第 17 条の表保育計画課の項及び保育課の項を次のように改める。

保育政策課

保育政策係

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 保育政策に関すること。
- 3 保育施設の設置及び定員に関すること。
- 4 課内他の係に属しないこと。

施設管理係

- 1 区立保育所の管理に関すること。
- 2 地域の子育て支援に関すること。
- 3 保育の質の向上に関すること。

保育支援課

保育サービス係

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 特定教育・保育施設（幼稚園等に係るものを除く。）及び特定地域型保育事業の入所相談及び保育の実施に関すること。
- 3 保育費用の徴収に関すること。
- 4 子どものための教育・保育給付の支給認定等（幼稚園等に係るものを除く。）に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

事業支援係

- 1 子どものための教育・保育給付（幼稚園等に係るものを除く。）に関すること。

- 2 認可外保育施設の運営費等に関すること。指導検査係

- 1 保育施設の指導及び検査に関すること。
- 2 特別な支援を必要とする乳幼児及び幼児の保育に関すること。

第 20 条の表管理課の部 C I G 推進係の項中「6 雨水浸透貯留の指導に関すること。」を削り、同表河川公園課の部工務係の項中

「8 課内他の係に属しないこと。」

を

「8 雨水浸透貯留の指導に関すること。

9 課内他の係に属しないこと。」

に改める。

別表中「第 21 条」を「第 22 条」に改め、同表(8)の項中「同 東砂第三保育園 同 東砂一丁目 5 番 3 - 101 号」を削り、同表(9)の項中「同 東砂福社会館 同 東砂七丁目 15 番 3 号」を削り、同表(11)の項中「同 東砂児童館 同 東砂七丁目 15 番 3 号」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（江東区長の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正）

- 2 江東区長の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成 21 年 3 月江東区規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「、新型コロナウイルスワクチン接種推進室長」を削り、同条第 5 号中「、新型コロナウイルスワクチン接種管理担当課長、新型コロナウイルスワクチン接種推進担当課長」を削る。

江東区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 31 号

江東区公印規則の一部を改正する規則

江東区公印規則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「	2	同	同	国民健康保険法に基づく保険料の徴収に関する事務に係る文書	医療保険課長
	1				
」	2				

を

に、 「 を 「 に、 「 を 「 に、 「 を 「 に、	2 1 の 2	同	同	国民健康保 険法に基 づく保 険の給 付及び 料の徴 収に 関する 事務 に係る 文書 並び に国民 健康保 険資 格状 況証 明書	医療保 険課長
	2 4	同	同	戸籍法、住 民基本 台帳法 及び住 居表示 に 関する 法律に 基づ き作 成する 文書 及び 証 明書	出張所 長（豊 洲特別 出張所 長を除 く。）
	2 4	同	同	戸籍法及 び住民 基本台 帳法に 基づ き作 成する 文書 及び 証 明書	出張所 長（豊 洲特別 出張所 長を除 く。）
	2 7	同	同	児童手当 法、児 童扶養 手当 法、江 東区 児童育 成手 当条 例等 に 基づ く証 明、 認定 等 に 関 する 事務	こども 家庭支 援課長
	2 7	同	同	児童手当 法、児 童扶養 手当 法、江 東区 児童育 成手 当条 例等 に 基づ く証 明、 認定 等 に 関 する 事務 及び 家事 育児 支 援に 関 する 事務	こども 家庭支 援課長

を 「 に、 「 を 「 に、 「 を 「 に、 「 を 「 に、	4 3 の 2	同	同	国民健康保 険法に基 づく保 険料の 徴収に 関する 事務 に係 る文 書	医療保 険課長
	4 3 の 2	同	同	国民健康保 険法に基 づく保 険の給 付及び 料の徴 収に 関する 事務 に係 る文 書 並び に国民 健康保 険資 格状 況証 明書	医療保 険課長
	4 6	同	同	戸籍法、住 民基本 台帳法 及び住 居表示 に 関する 法律に 基づ き作 成する 文書 及び 証 明書	出張所 長（豊 洲特別 出張所 長を除 く。）
	4 6	同	同	戸籍法及 び住民 基本台 帳法に 基づ き作 成する 文書 及び 証 明書	出張所 長（豊 洲特別 出張所 長を除 く。）
	4 9	同	同	児童手当 法、児 童扶養 手当 法、江 東区 児童育 成手 当条 例等 に 基づ く証 明、 認定 等 に 関 する 事務	こども 家庭支 援課長

4 9	同	同	児童手当法、児童扶養手当法、江東区児童育成手当条例等に基づく証明、認定等に関する事務及び家事育児支援に関する事務	こども家庭支援課長
--------	---	---	--	-----------

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 2 号

江東区予算事務規則の一部を改正する規則

江東区予算事務規則（昭和 3 9 年 3 月江東区規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表新型コロナウイルスワクチン接種推進室の事務の項を削り、同条第 2 項中「、ワクチン接種管理担当課長、ワクチン接種推進担当課長」を削る。

第 6 条中「新型コロナウイルスワクチン接種推進室長、」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 3 号

江東区契約事務規則の一部を改正する規則

江東区契約事務規則（昭和 3 9 年 3 月江東区規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、新型コロナウイルスワクチン接種推進室長」を削り、同条第 6 号を次のように改める。

- (6) 共同運営事業 電子自治体を実現するために参加する東京都内の地方公共団体に共同で提供される東京電子自治体共同運営に関する事業をいう。

第 2 条第 7 号中「を協議会」を「に係る共同運営事業を実施する地方公共団体並びに事業者」に改める。

第 3 4 条第 3 項中「協議会」を「共同運営事業」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 4 号

江東区会計事務規則の一部を改正する規則

江東区会計事務規則（昭和 3 9 年 3 月江東区規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を削り、同条第 2 号中「、新型コロナウイルスワクチン接種推進室長」を削り、同条第 4 号中「、ワクチン接種管理担当課長、ワクチン接種推進担当課長」を削る。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 5 条の 3 第 1 項」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「政令第 1 5 8 条第 1 項及び第 1 5 8 条の 2 第 1 項並びに」を「法第 2 4 3 条の 2 第 1 項、」に改め、「、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 6 条第 3 項、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 4 条の 2」を削る。

第 1 1 条第 1 号中「政令第 1 6 5 条の 7」を「地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 5 条の 6」に改める。

第 2 7 条第 7 号中「第 4 2 条の 2 第 3 項の収入事務受託者」を「第 4 2 条の 2 第 1 項の指定公金事務取扱者」に改め、同条第 8 号中「第 8 7 条」を「第 4 2 条の 2 第 1 項の指定公金事務取扱者又は第 8 7 条」に改め、「又は第 9 0 条の支出事務の委託を受けた私人（以下「支出事務受託者」という。）」を削る。

第 4 2 条の 2 の見出しを「(指定公金事務取扱者)」に改め、同条第 1 項から第 3 項までを次のように改める。

区長は、法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託を受ける者（以下「指定公金事務取扱者」という。）を指定しようとするときは、会計管理者と協議するものとする。

2 区長は、法第 2 4 3 条の 2 第 1 項に規定する公金事務の委託をしたときは、その旨を告示し

なければならない。

3 法第243条の2の5第1項に規定する普通地方公共団体の長が定めるものは、次に掲げる歳入等とする。

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品売払代金
- (5) 寄附金
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 地方税（当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (8) 分担金
- (9) 負担金
- (10) 不動産売払代金
- (11) 過料
- (12) 損害賠償金（第14号に掲げる遅延損害金を除く。）
- (13) 不当利得による返還金
- (14) 第1号、第2号、第8号、第9号及び第11号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から第6号まで、第9号、第10号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金
- (15) 前各号に掲げるもののほか、会計管理者が必要と認めるもの

第42条の2第4項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項ただし書中「うえ」を「上」に改める。

第42条の3第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法」に改める。

第53条中「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第87条第1項第11号及び第88条第11号中「地方自治法」を「法」に改める。

第90条を次のように改める。

第90条 削除

第91条中「前条の規定により、私人」を「指定公金事務取扱者」に、「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「添付して」を「添えて」に改める。

第92条中「、支出」を「、指定公金事務取扱者に支出」に、「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第93条の見出しを「(指定公金事務取扱者の支払事務)」に改め、同条第1項及び第2項中「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第138条の見出しを「(指定公金事務取扱者の

検査)」に改め、同条第1項を次のように改める。

会計管理者は、法第243条の2第8項に基づく検査を実施するときは、第133条から前条までの規定の手續に準じて行わなければならない。ただし、検査の実施時期については、別に定める。

第139条並びに第141条第1項及び第2項中「収入事務受託者及び支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第142条中「支出事務受託者は」を「指定公金事務取扱者は」に、「収入事務受託者及び支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「うえ」を「上」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第35号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月江東区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項各号列記以外の部分中「江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例によるとして」及び「、会計年度任用職員のうち」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第1号中「当該会計年度任用職員が任用される」を「引き続いて任用される期間（江東区における任命権者によって任用される期間に限る。）が6月に満たず、かつ、」に、「、任用される」を「任用される」に改め、「任命権者に」の次に「よって」を加え、「場合」を「期間」に改め、同項第3号中「第1号」を「同条第1号」に改め、同条第2項中「、会計年度任用職員のうち」を削り、「もの」を「者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第20条の2 条例第16の2第1項前段の規則で定める会計年度任用職員（同条第3項の規定により勤勉手当を支給しないこととされる会計年度任用職員を除く。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 引き続いて任用される期間（江東区におけ

る任命権者によって任用される期間に限る。)が 6 月に満たず、かつ、1 会計年度において任用される期間 (江東区における任命権者によって任用される期間に限る。)が通算して 6 月に満たない会計年度任用職員 (任命権者が別に定める者を除く。)

- (2) 基準日に新たに条例の適用を受けることとなった会計年度任用職員 (次項第 4 号又は第 2 4 条の 2 の規定の適用を受ける者を除く。)
 - (3) 法第 2 8 条第 2 項各号又は休職規則第 2 条第 3 号若しくは第 4 号 (同条第 1 号及び第 2 号に準ずる場合を除く。)の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員
 - (4) 法第 2 9 条の規定により停職にされている会計年度任用職員
 - (5) 法第 5 5 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けている会計年度任用職員
 - (6) 育児休業中の会計年度任用職員のうち、支給期間において勤務した期間がある会計年度任用職員以外の会計年度任用職員
 - (7) 1 週間当たりの勤務日数が 2 日以下、かつ、1 週間当たりの勤務時間が 1 5 時間 3 0 分未満の会計年度任用職員
- 2 条例第 1 6 条の 2 第 1 項後段の規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。
- (1) 退職し、又は死亡した日において前項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までのいずれかに該当した会計年度任用職員
 - (2) 法第 2 8 条第 1 項の規定により免職された会計年度任用職員
 - (3) 法第 2 9 条の規定により免職された会計年度任用職員
 - (4) 退職後新たに条例の適用を受けることとなった会計年度任用職員
- 第 2 1 条各号列記以外の部分中「前条第 1 項第 6 号」を「第 2 0 条第 1 項第 6 号」に改め、同条第 2 号中「前条第 1 項第 4 号」を「第 2 0 条第 1 項第 4 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。
- 2 前条第 1 項第 6 号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。
- (1) 育児休業中の会計年度任用職員として在職した期間
 - (2) 前条第 1 項第 4 号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
 - (3) 休職にされていた期間
 - (4) 職免条例第 2 条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第 9 条第 3 項に規定する承認を受けていない期間 (講演等を行

った期間を除く。)

- (5) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
 - (6) 会計年度任用職員勤務時間規則第 2 5 条に規定する介護休暇 (以下「介護休暇」という。)により勤務しない期間
- 第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。
(勤勉手当の支給割合)
- 第 2 2 条の 2 条例第 1 6 条の 2 第 2 項の規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間 (以下「勤務期間」という。)におけるその者の欠勤等日数に応じた江東区職員の勤勉手当に関する規則 (昭和 5 4 年 3 月江東区規則第 1 3 号) 別表第 1 左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。
- 2 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、任命権者が特別区人事委員会の承認を得て定める割合とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、勤務期間において教育公務員特例法 (昭和 2 4 年法律第 1 号) 第 1 4 条に掲げる事由に該当して休職にされている期間 (以下「結核休職期間」という。)のある会計年度任用職員の支給割合は、勤務期間におけるその者の次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ当該各号に定める割合に前項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。
- (1) 欠勤等日数が 7 0 日未満の者 1 0 0 分の 1 0 0
 - (2) 欠勤等日数が 7 0 日以上 (次号及び第 4 号に掲げる者を除く。) 1 0 0 分の 8 0
 - (3) 欠勤等日数が 7 0 日以上で、勤務期間中の結核休職期間以外の期間に第 2 3 条の 2 第 1 項に規定する欠勤等の期間 (結核休職期間を除く。)及び同条第 3 項に規定する部分休業等により勤務しない時間がない者 (次号に掲げる者を除く。) 1 0 0 の 1 0 0
 - (4) 勤務期間中に第 2 3 条の 2 第 1 項に規定する欠勤等の期間以外の期間がない場合又は勤務期間中に同項に規定する欠勤等の期間及び同条第 3 項に規定する部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間 (次条第 1 項に規定する週休日等を除く。)から欠勤等日数を減じた日数が 1 日未満となる者 零
- 第 2 3 条の見出しを「(期末手当の欠勤等日数)」に改め、同条第 1 項中「前条」を「第 2 2 条」に

改め、「。以下」の次に「この条及び第24条において」を加え、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「規定する部分休業により勤務しない時間」の次に「(第24条において「部分休業等により勤務しない時間」という。)」を加え、「(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)」を削り、同条の次に次の2条を加える。

(勤勉手当の欠勤等日数)

第23条の2 第22条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第24条の2において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を会計年度任用職員勤務時間規則第2条の規定により定められたその者の勤務時間を38.75で除して得た数で除して得た時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第8号に掲げる期間にあっては、2日とする。)として換算した日数(1日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

- (1) 法第28条第2項各号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員として在職した期間
- (2) 休職規則第2条第3号及び第4号(同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員として在職した期間
- (3) 第20条の2第1項第4号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- (4) 第20条の2第1項第5号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- (5) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)中の会計年度任用職員として在職した期間
 - ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から江東区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業
 - イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から江東区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間

- が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業
- (6) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第9条第3項に規定する承認を受けていない期間(講演等を行った期間を除く。)
 - (7) 会計年度任用職員勤務時間規則第14条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)により勤務しない期間(次号に掲げる期間を除く。)
 - (8) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間(以下「短期の病気休暇の期間」という。)のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間(短期の病気休暇の期間の初日の属する月(当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月)の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。)
 - (9) 会計年度任用職員勤務時間規則第20条に規定する生理休暇により勤務しない期間(条例第9条第1項又は第2項の規定により報酬が減額される期間及び同条第3項の規定により報酬が支給されない期間に限る。)
 - (10) 介護休暇により勤務しない期間
 - (11) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
 - (12) 結核休職期間

2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある会計年度任用職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇若しくは会計年度任用職員勤務時間規則第27条に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)により勤務しない時間(第24条の2において「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、任命権者が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

4 第 1 項及び前項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用職員勤務時間規則第 2 条の規定により定められたその者の勤務時間を 38.75 で除して得た数 (以下「会計年度任用職員に係る算出率」という。) で除して得た時間を 7 時間 45 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間を合計した日及び時間が 30 日を超えない場合は、適用しない。

5 第 3 項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を会計年度任用職員に係る算出率で除して得た時間を 7 時間 45 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間を合計した日及び時間が 30 日を超えない場合は、適用しない。

(減額率)

第 2 3 条の 3 勤務期間において次に掲げる事由 (以下「減額事由」という。) がある者に対する第 2 2 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、同項中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じて得た割合に 100 の 100 から江東区職員の勤勉手当に関する規則別表第 2 (1) に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。

- (1) 私事欠勤等 (傷病を原因とする欠勤を除く。以下この条において同じ。) の取扱いを受けた期間があること。
- (2) 法第 2 9 条の規定により停職にされたこと。
- (3) 法第 2 9 条の規定により減給にされたこと。
- (4) 法第 2 9 条の規定により戒告にされたこと。

2 前項第 1 号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を会計年度任用職員に係る算出率で除して得た時間を 7 時間 45 分をもって 1 日として換算した日を単位として計算する。この場合において、1 日の所定の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを任命権者が別に定めるところにより日に換算する。

3 前 2 項の規定により算定した支給割合に 1,000 分の 10 未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てるものとする。

第 2 4 条の見出し中「欠勤等日数」を「期末手当の欠勤等日数」に改め、同条各号列記以外の部分中「(以下この条において)」を「(以下)」に改め、「(3 月 1 日、6 月 1 日及び 12 月 1 日をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「前 2 条」を「第 2 2 条及び第 2 3 条」に改め、同条第 1 号中「給与条例」を「江東区職員の給与に関する条例 (昭和 30 年 4 月江東区条例第 7 号)」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当の欠勤等日数の算定の特例)

第 2 4 条の 2 給与条例適用職員等が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員 (基準日又は基準日前 1 か月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用職員になった者を除く。) となった場合においては、条例適用前の江東区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1 日の所定の勤務時間に相当する時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由に相当する事由を、それぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1 日の所定の勤務時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由とみなして、第 2 2 条の 2、第 2 3 条の 2 及び第 2 3 条の 3 の規定を適用する。

第 2 5 条の見出し中「期末手当」を削り、同条第 1 項中「第 1 6 条第 2 項」の次に「又は第 1 6 条の 2 第 2 項」を加え、「期末手当」を削り、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「期末手当」を削る。

第 2 6 条の見出し中「期末手当の」を削り、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 6 条第 1 項」の次に「及び第 1 6 条の 2 第 1 項」を加え、「期末手当の」を削り、同項第 1 号及び第 2 号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第 2 7 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (4) 条例第 1 6 条の 2 に規定する勤勉手当の額の算出の基礎となる地域手当に相当する報酬額

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 6 号

江東区職員の期末手当に関する規則を公布する。

江東区職員の期末手当に関する規則(昭和50年3月江東区規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)

第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員(以下「大学院修学休業中の職員」という。)

第2条の2中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 大学院修学休業中の職員として在職した期間

第4条第1項各号列記以外の部分中「第8号まで」を「第9号まで」に、「第9号及び第10号」を「第10号及び第11号」に改め、同項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第37号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年3月江東区規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)

第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員(以下「大学院修学休業中の職員」という。)

第2条の2中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間

第3条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「期間」という。)の次に「又は教育公務員特例法第14条に掲げる事由に該当して休職にされている期間(以下「結核休職期間」という。)」を加え、同項第3号中「結核休養期間」の次に「及び結核休職期間」を加える。

第3条の2第1項各号列記以外の部分中「第9号及び第10号」を「第10号及び第11号」に、「第14号」を「第16号」に改め、同項中第17号を第19号とし、第13号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 結核休職期間

第3条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第2条の2の改正規定、第3条第3項の改正規定及び第3条の2第1項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

江東区長の職務代理順序に関する規則を公布する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第38号

江東区長の職務代理順序に関する規則

区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、次の順序で副区長がその職務を代理する。

第1順位 副区長 綾部吉行

第2順位 副区長 油井教子

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(江東区長の職務代理順序に関する規則の廃止)

2 江東区長の職務代理順序に関する規則(令和5年6月江東区規則第54号)は、廃止する。

江東区副区長の選任に伴う関係規則の整理に関

する規則を公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 39 号

江東区副区長の選任に伴う関係規則の整理
に関する規則

(江東区災害対策本部条例施行規則の一部改正)

第 1 条 江東区災害対策本部条例施行規則(昭和
40 年 7 月江東区規則第 29 号)の一部を次の
ように改正する。

第 4 条第 2 項中「令和 5 年 6 月江東区規則第
54 号」を「令和 6 年 4 月江東区規則第 38 号」
に改める。

(江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規
則の一部改正)

第 2 条 江東区震災復興事業の推進に関する条例
施行規則(平成 25 年 3 月江東区規則第 30 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「令和 5 年 6 月江東区規則第
54 号」を「令和 6 年 4 月江東区規則第 38 号」
に改める。

(江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行
規則の一部改正)

第 3 条 江東区新型インフルエンザ等対策本部条
例施行規則(平成 25 年 4 月江東区規則第 50
号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「令和 5 年 6 月江東区規則第
54 号」を「令和 6 年 4 月江東区規則第 38 号」
に改める。

(江東区契約事務規則の一部改正)

第 4 条 江東区契約事務規則(昭和 39 年 3 月江
東区規則第 11 号)の一部を次のように改正す
る。

第 3 条の 2 第 3 項中「令和 5 年 6 月江東区告
示第 211 号」を「令和 6 年 4 月江東区告示第
124 号」に改める。

(江東区会計事務規則の一部改正)

第 5 条 江東区会計事務規則(昭和 39 年 3 月江
東区規則第 13 号)の一部を次のように改正す
る。

第 4 条第 3 項中「令和 5 年 6 月江東区告示第
211 号」を「令和 6 年 4 月江東区告示第 12
4 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 (教)

江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第2号

江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

江東区学校運営協議会規則(令和2年7月江東区教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「2年」を「任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日まで(教育委員会が特に必要があると認める場合における協議会委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、協議会委員が欠けた場合における補欠の協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区教育委員会の権限委任に関する規則を公布する。

令和6年3月28日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第3号

江東区教育委員会の権限委任に関する規則

江東区教育委員会の権限委任に関する規則(昭和41年10月江東区教育委員会規則第2号)の全部を改正する。

(通則)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、江東区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部をこの規則の定めるところにより、江東区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任する。

(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関し、基本的な方針を決定すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (6) 幼保連携型認定こども園に関する意見の申出に関すること。
- (7) 議会の議決を経るべき議案に関すること。
- (8) 教科用図書の採択に関すること。
- (9) 重要な教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (10) 文化財の指定及び指定の解除に関すること。
- (11) 特に重要な告示、通達、申請等に関すること。
- (12) 通学区域を定めること。
- (13) 訴訟、和解及び審査請求に関すること。
- (14) 請願及び陳情に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、委任された事務について必要があると認めるときは、教育委員会に付議することができる。

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務のうち処理した事項について、教育委員会に報告するものとする。

(臨時代理)

第3条 教育長は、前条第1項の規定により委任された事務以外の事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会を招集するいとまがないとき、又はその事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、その事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正

する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 4 号

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を
改正する規則

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正
する規則（昭和 40 年 3 月江東区教育委員会規則
第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表地域教育課の項に次のように
加える。

放課後運営指導係

第 7 条の表地域教育課の項に次のように加える。

放課後運営指導係

1 江東きっずクラブの運営指導及び検査に
関すること。

第 8 条各号を次のように改める。

- (1) 教育行政の運営に関し、基本的な方針を決
定すること。
 - (2) 委員会規則その他委員会の定める規程の制
定又は改廃に関すること。
 - (3) 委員会の所管に属する学校その他の教育機
関の設置及び廃止に関すること。
 - (4) 委員会及び委員会の所管に属する学校その
他の教育機関の係長、担当係長及び主査以上
の職にある職員（県費負担教職員及び他の任
命権者からの事務従事職員を除く。以下「委
員会議決職員」という。）の任免その他の人事
に関すること。
 - (5) 委員会の権限に属する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価に関すること。
 - (6) 幼保連携型認定こども園に関する意見の申
出に関すること。
 - (7) 議会の議決を経るべき議案に関すること。
 - (8) 教科用図書採択に関すること。
 - (9) 重要な教育財産の取得及び処分を申し出
ること。
 - (10) 文化財の指定及び指定の解除に関すること。
 - (11) 特に重要な告示、通達、申請等に関すること。
 - (12) 通学区域を定めること。
 - (13) 訴訟、和解及び審査請求に関すること。
 - (14) 請願及び陳情に関すること。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事
項に関すること。
- 第 9 条第 3 号を次のように改める。
- (3) 前条第 4 号に規定する委員会議決職員以外

の職員の任免その他の人事に関すること。

第 9 条第 6 号中「、公告、公表」を削り、「申請、
照会、回答、諮問及び通知」を「申請等」に改め、
同条第 7 号中「前各号」の次に「に掲げるもの」
を加え、「特に」を削る。

第 9 条の 2 第 7 号中「前各号」の次に「に掲げ
るもの」を加え、「重要な」を「委員会及び教育長
の決裁を受けるべき事案に当てはまらない」に改
める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬
剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部
を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 5 号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学
校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬
剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成
14 年 3 月江東区教育委員会規則第 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 7 条中「次に掲げる」を「懲役、禁錮若しく
は拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを
受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留
置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合
又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年
法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判
の執行のため監置場に留置されている」に改め、
同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規
則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 6 号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関す
る規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規
則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 15
号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓	令
---	---

◎江東区訓令甲第 4 号

都市整備部 建築課

江東区における建築主事の確認等の事務の執行順位に関する規程（昭和 40 年 4 月 1 日江東区訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果

前行署名中「建設部 建築課」を「都市整備部 建築課」に改める。

第 1 条に見出しとして「(執行順位)」を付し、同条中「の確認及び計画通知の審査事務並びに建築設備の定期検査に関する」を「が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の規定に基づき行う」に、「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の施行に関する事務を担当する係長たる」を「都市整備部長があらかじめ指定する」に改める。

第 2 条に見出しとして「(第 2 順位である建築主事の事務の執行)」を付し、同条各号列記以外の部分中「たる」を「である」に、「確認及び計画通知の審査事務並びに建築設備の定期検査に関する」を「法の規定に基づき行う」に改め、同条第 1 号中「たる」を「である」に、「出張または」を「出張又は」に改め、同条第 2 号中「たる」を「である」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 5 号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区男女共同参画推進センター処務規程（平成 23 年 4 月江東区訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

江東区長 大久保 朋 果

第 1 条中「江東区男女共同参画条例（平成 16 年 3 月江東区条例第 1 号）及び」を削る。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 6 号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区福祉事務所処務規程（平成 5 年 9 月江東

区訓令甲第 3 2 号）の一部を次のように改正する。
令和 6 年 3 月 29 日

江東区長 大久保 朋 果

第 2 条の表障害者支援課の項中

「 在宅生活相談係 」

を

「 在宅生活相談係
障害児支援係 」

に改め、同表保護第二課の項の次に次のように加える。

生活応援課

家庭相談係

第 2 条の表中

「 保育課
保育管理係
保育支援係
入園係 」

を

「 保育政策課
施設管理係
保育支援課
保育サービス係
事業支援係 」

に改める。

第 3 条の表保護第一課の項中「、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」を削り、同表保護第二課の項中「、母子及び父子並びに寡婦福祉法、売春防止法及び児童福祉法」を削り、同項の次に次のように加える。

生活応援課

1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務に関すること。

第 3 条の表保育課の項を次のように改める。

保育政策課

1 児童福祉法に定める保育所等における保育及び当該保育に要する費用の徴収に関すること（保育支援課に属するものを除く。）。

保育支援課

1 児童福祉法に定める保育所等における保育及び当該保育に要する費用の徴収に関すること（保育政策課に属するものを除く。）。

第 4 条第 1 項の表保護第二課長の項の次に次のように加える。

生活応援課長	生活支援部生活応援課 (以下「生
--------	------------------

	「活応援課」という。)の長の職にある者
--	---------------------

第4条第1項の表養育支援課長の項の次に次のように加える。

保育政策課長	こども未来部保育政策課(以下「保育政策課」という。)の長の職にある者
--------	------------------------------------

第4条第1項の表保育課長の項を次のように改める。

保育支援課長	こども未来部保育支援課(以下「保育支援課」という。)の長の職にある者
--------	------------------------------------

第4条第1項の表係長の項及びその他必要な職員の項中「保護第二課」の次に「生活応援課」を、「養育支援課」の次に「保育政策課」を加え、「保育課」を「保育支援課」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

◎江東区訓令甲第7号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区保育所処務規程(昭和36年4月江東区訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

江東区長 大久保 朋 果

第1条並びに第3条第1項及び第2項中「保育課長」を「保育政策課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

◎江東区訓令甲第8号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査員の任命又は指定について(昭和59年3月江東区訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

江東区長 大久保 朋 果

別表第1中

「政策経営部情報システム課管理係長	政策経営部情報システム課
「政策経営部情報システム課管理係長	政策経営部情報システム課
「政策経営部DX推進課DX推進係長	政策経営部DX推進課

に、
「総務部人権推進課人権推進担当係長」

を
「総務部人権推進課管理係長」

に、
「生活支援部保護第二課庶務係長 生活支援部保護第二課」

を
「生活支援部保護第二課庶務係長 生活支援部保護第二課
生活支援部生活応援課家庭相談係長 生活支援部生活応援課」

に改め、新型コロナウイルスワクチン接種推進室ワクチン接種管理担当課長付ワクチン接種管理担当係長の項を削り、

「こども未来部保育計画課保育計画係長	こども未来部保育計画課
「こども未来部保育課保育管理係長	こども未来部保育課
「こども未来部保育課入園係長	こども未来部保育課入園係」

を
「こども未来部保育政策課保育政策係長 こども未来部保育政策課
こども未来部保育支援課保育サービス係長 こども未来部保育支援課」

に改める。

別表第2中

「総務部人権推進課人権推進担当係長」

を
「総務部人権推進課管理係長」

に、
「福祉部福祉課指導係 福祉部福祉課事業者指定係」

を
「福祉部福祉課地域福祉係 福祉部福祉課社会福祉法人担当」

に、
「福祉部介護保険課在宅支援係」

を
「福祉部介護保険課在宅支援係
福祉部介護保険課指導係
福祉部介護保険課事業者指定係」

に、
「生活支援部保護第二課庶務係 生活支援部保護第二課庶務係長」

を
「生活支援部保護第二課庶務係 生活支援部保護第二課庶務係長」

生活支援部生活応援課家庭相談係	生活支援部生活応援課家庭相談係長
-----------------	------------------

に改め、新型コロナウイルスワクチン接種推進室の項を削り、

「 子育て未来部保育計画課保育計画係 子育て未来部保育課保育管理係 子育て未来部保育課入園係」	「 子育て未来部保育計画課保育計画係長 子育て未来部保育課保育管理係長 子育て未来部保育課入園係長」
---	--

を

「 子育て未来部保育政策課保育政策係 子育て未来部保育支援課保育サービス係」	「 子育て未来部保育政策課保育政策係長 子育て未来部保育支援課保育サービス係長」
---	---

に改める。

別表第 3 中

「 政策経営部情報システム課管理係長」	「 政策経営部情報システム課」
---------------------	-----------------

を

「 政策経営部情報システム課管理係長 政策経営部DX推進課DX推進係長」	「 政策経営部情報システム課 政策経営部DX推進課」
---	-------------------------------

に、

「 総務部人権推進課人権推進担当係長」

を

「 総務部人権推進課管理係長」

に、

「 生活支援部保護第二課庶務係長」	「 生活支援部保護第二課」
-------------------	---------------

を

「 生活支援部保護第二課庶務係長 生活支援部生活応援課家庭相談係長」	「 生活支援部保護第二課 生活支援部生活応援課」
---------------------------------------	-----------------------------

に改め、新型コロナウイルスワクチン接種推進室ワクチン接種管理担当課長付ワクチン接種管理担当係長の項を削り、

「 子育て未来部保育計画課保育計画係長 子育て未来部保育課保育管理係長」	「 子育て未来部保育計画課 子育て未来部保育課」
---	-----------------------------

を

「 子育て未来部保育政策課保育政策係長 子育て未来部保育支援課保育サービス係長」	「 子育て未来部保育政策課 子育て未来部保育支援課」
---	-------------------------------

に改める。

別表第 5 中

「 政策経営部情報システム課管理係長」	「 政策経営部情報システム課」
---------------------	-----------------

を

「 政策経営部情報システム課管理係長 政策経営部DX推進課DX推進係長」	「 政策経営部情報システム課 政策経営部DX推進課」
---	-------------------------------

に、

「 総務部人権推進課人権推進担当係長」

を

「 総務部人権推進課管理係長」

に、

「 生活支援部保護第二課庶務係長」	「 生活支援部保護第二課」
-------------------	---------------

を

「 生活支援部保護第二課庶務係長 生活支援部生活応援課家庭相談係長」	「 生活支援部保護第二課 生活支援部生活応援課」
---------------------------------------	-----------------------------

に改め、新型コロナウイルスワクチン接種推進室ワクチン接種管理担当課長付ワクチン接種管理担当係長の項を削り、

「 子育て未来部保育計画課保育計画係長 子育て未来部保育課保育管理係長」	「 子育て未来部保育計画課 子育て未来部保育課」
---	-----------------------------

を

「 子育て未来部保育政策課保育政策係長 子育て未来部保育支援課保育サービス係長」	「 子育て未来部保育政策課 子育て未来部保育支援課」
---	-------------------------------

に改める。

別表第 6 中

「 政策経営部情報システム課管理係長」

を

「 政策経営部情報システム課管理係長 政策経営部DX推進課DX推進係長」

に、

「 総務部人権推進課人権推進担当係長」

を

「 総務部人権推進課管理係長」

に、

「 生活支援部保護第二課庶務係長」

を

「生活支援部保護第二課庶務係長
生活支援部生活応援課家庭相談係長」
に改め、新型コロナウイルスワクチン接種推進室
ワクチン接種管理担当課長付ワクチン接種管理担
当係長の項を削り、
「こども未来部保育計画課保育計画係長
こども未来部保育課保育管理係長」
を
「こども未来部保育政策課保育政策係長
こども未来部保育支援課保育サービス係長」
に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

◎江東区訓令甲第9号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成10年4月江東区訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

江東区長 大久保 朋 果

別表保育園の項中「保育課長」を「保育政策課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

◎江東区訓令甲第10号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年4月江東区訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

江東区長 大久保 朋 果

別表児童館の項中「午後6時15分」を「午後7時15分」に改め、同表保育園の項中「保育課長」を「保育政策課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

◎江東区訓令甲第11号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区保健所処務規程（昭和50年4月江東区訓令甲第38号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

第2条の表生活衛生課の項中「試験検査係」を削り、同表保健予防課の項中

「感染症対策係」を

「感染症対策係
コロナワクチン管理係」

に改める。

第3条の表健康推進課の部庶務係の項中

「6 医療従事者の免許の申請書等の受理経由に関すること。

7 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく申請書等の受理経由に関すること。

8 献血思想の普及及び骨髄移植に関すること。

9 保健衛生情報の提供に関すること。

10 健康センターに関すること。

11 災害時医療救護活動に関すること。

12 所内他の課、係等に属しないこと。」

を

「6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく申請書等の受理経由に関すること。

7 献血思想の普及及び骨髄移植に関すること。

8 保健衛生情報の提供に関すること。

9 健康センターに関すること。

10 災害時医療救護活動に関すること。

11 所内他の課、係等に属しないこと。」

に改め、同表生活衛生課の部医薬衛生係の項中

「5 医療相談に関すること。」

を

「5 医療相談に関すること。

6 医療従事者の免許の申請書等の受理経由に関すること。」

に改め、同部試験検査係の項を削り、同表保健予防課の項中

「感染症対策係

1 感染症予防及び結核予防に関すること。」

を

「感染症対策係

1 感染症予防及び結核予防に関すること。

コロナワクチン管理係

1 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。」

に、

「保健指導担当係長

1 保健指導に関すること。

- 2 保健指導に関する保健相談所間の連絡調整に関すること。 」

を

「 保健指導担当係長

- 1 保健指導に関すること。
- 2 保健指導に関する保健相談所間の連絡調整に関すること。

接種担当係長

- 1 新型コロナワクチン接種の実施及び各医療機関との調整に関すること。

計画策定担当係長

- 1 保健衛生に係る計画の策定並びに保健衛生事業の企画及び調整に関すること。 」

に改める。